## 開議 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

## 日程第1 一般質問

- ○議長(小松則明君) 日程第1、一般質問を行います。澤山美惠子君の一般質問を許します。御登壇願います。澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) おはようございます。このたびコロナウイルスの感染症により 世界各国が大変な事態になっています。お亡くなりになった方々もたくさんいらっしゃ います。心より御冥福を申し上げます。

また、医療従事者の方々には深く感謝をいたします。幸いにも岩手県には感染者が1 人も出ておりません。しかしながら、町民の皆様をはじめ、宿泊事業者の皆様、飲食事 業者の皆様は、毎日不安を抱えての生活にストレスを感じていると思います。1日も早 く終息に向かってくれることを祈っております。

それでは、議長のお許しが出ましたので、質問に入らせていただきます。

まず初めに、役場職員の健康状態と組織体制についてをお伺いいたします。

大きな1つ目として、当局に確認したところ、今年度の職員数は189人で、現在4人が病気で休んでいます。また、心と体の健康相談を行う健康相談コーナーの利用者は、2019年度は61人、全体の職員数から見れば2019年度は3.3人に1人で、2018年での3.5人に1人より割合が増えています。また、健康相談コーナーで高ストレスと判断された人が利用する震災ストレス面談の利用者は、2019年度は21人で、2018年度の15人を上回りました。全体の職員数から見れば前年度比1.6倍で、10人に1人が高ストレスと判断されている状況です。

昨年の一般質問で、町長からは組織を上げて職員の意識改革に取り組むとの御答弁をいただきましたが、どのような取組をなされてきたのでしょうか。その上で、職員の健康状態が悪化している原因をどのように捉えているのか、取組内容の見直しや変更を行ったのかについてもお伺いいたします。

2つ目は、今年4月には職員の不祥事が報道されました。議会には説明もありませんでしたが、報道によると、不適切な事務処理の期間は2018年6月から2020年1月までと19か月間にも及び、影響額も660万円と大きい額になっています。まだ若い職員のようで

すが、不祥事が起きた原因をお伺いいたします。

職員が1人でこなせないような過度な事務量によるものだったのか、また班長や課長など、上司がもっと早く気づき対処することはできなかったのかなど、個人あるいは組織としての具体的な原因と再発防止対策についてお伺いをいたします。

3つ目は、このような役場の現状では新型コロナウイルスに対応できないと思います。 そこで、社会福祉協議会や民間団体との連携をもっと強化しておいてはいかがでしょうか。震災後は社協や民間団体の協力の下、復興を進めてまいりました。この9年で培った新たな公共とも言えるコミュニティーの力をこの非常時にこそ発揮するべきだと思います。新型コロナウイルス感染者が出た場合、または大雨や地震、津波による被害が生じた場合などの対応やその後の復旧、復興は、とても当局だけでできるものではありません。官民連携の体制づくりについても当局のお考えをお伺いいたします。

次に、防災についてお伺いいたします。

大きな1つ目は、昨年の台風19号で被害を受けた大ケロ地区の河川堤防についてお伺いいたします。

工事の進捗状況について当局に確認したところ把握しておらず、県に聞いてほしいと言われてしまいました。この工事は確かに県の事業ですが、大まかな進捗状況や完成時期さえ知らなくていいのだろうかと不安になりました。私が県に確認したところ、湧水の影響で工事が手間取り、完成が1か月ほど遅れるとのことです。また、大柾橋周辺の工事は入札者がいないそうです。町民の命に直結するような情報について、県と町との情報共有はどのようになっているのでしょうか。

河川堤防復旧工事について県とは町のどこの課、どのレベルの方がどれくらいの頻度で情報共有をしているのかをお伺いいたします。併せて、町内で行われる県工事について、町はどのような関わり方ができるのか伺います。

2つ目は、堤防復旧工事は8月の完成予定でしたが、それが1か月延びるということで、9月の完成ということでよろしいかお伺いいたします。

また、大柾橋周辺の工事は、早くても秋から冬頃の完成予定と聞いていましたが、今 後入札者が現れた場合の最短での完成時期についてもお伺いをいたします。

2つ目にハザードマップの作成についてお伺いいたします。県は今年大雨による最大 浸水想定区域を示すと聞いておりますが、いつ頃示されるのかお伺いいたします。

また、町はそれを基にハザードマップを作成すると聞いておりますが、町民への配布

時期をお伺いいたします。

3つ目は、新型コロナウイルスに対応した避難所運営についてお伺いいたします。

避難所運営についてはこれまで何度も質問しておりますが、当局の御答弁はいつも消極的です。今回の質問に当たりこれまでに質問した検討状況を確認したところ、高齢者や障害者など災害弱者と呼ばれる方の駐車場確保については、そうでない方々の受入れを断ってまではできないと言われました。また、ペット連れ避難者の受入れについては、避難所となる学校から受入れできないと言われているのでできない、と言われました。災害弱者の駐車場確保とペット連れ避難者の受入れは、施設の管理上の問題やほかの避難者からの理解が必要なこと等簡単ではないことは理解しておりますが、検討状況について伺います。

次に、大雨時の避難所としては、城山体育館、大槌学園、吉里吉里学園小学部、旧金 沢小学校体育館の4か所が優先的に開設されます。それぞれの駐車可能台数をお伺いい たします。

次に、災害時の避難所運営について、国はいわゆる3密を防ぐため避難所の数を増や したり、ホテルを活用したりするよう自治体に呼びかけています。宿泊施設の借り上げ について町のお考えを伺います。

4つ目に、現在町が持つ災害情報発信ツールはケーブルテレビとホームページ、フェイスブックの3つです。当局は使えるものとそうでないものを検討すると言っていましたが、検討結果をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 澤山美惠子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、組織を上げた職員の意識改革についてお答えをいたします。

風林火山の軍旗で有名な戦国武将武田信玄は、「人は石垣、人は城、人は堀」の言葉を残しています。行政運営は人なり、人材マネジメントの要諦が凝縮された言葉と肝に銘じています。組織における職員の意識改革は一朝一夕には進まないものの、事務事業のプロセスにおいて私のこれまでの行政経験を踏まえて職員に向き合い、虫の目のような小さな目で物事の状況を見る力、鳥の目のように上から俯瞰して物事の状況を見る力、魚の目のように上から俯瞰して物事の状況を見る力、魚の目のように潮の流れを読む、時代の流れを感じる力を育てたいと思っておるところであります。そのため、職員にはそれぞれ職責、職務に応じて研修の機会を設けていま

すが、それだけで職員の意識改革は進むものではないと思っております。

職員の力はホウ・レン・ソウ、報告、連絡、相談の広がりや深さに集約できると思っております。部下にホウ・レン・ソウを一方的に求めるものではなく、私自身がホウ・レン・ソウを実践することが大切と思っています。私には多くの情報が集まります。その情報をしっかりと職員全員と共有することが必要と考え、毎週月曜日朝一番に、職員情報通信プレーボールを配信しております。その情報を通じて、行政マンとしての感性を磨いてもらいたいと強く願っているところであります。

限られた職員数においてフットワークよく情報を収集、人と人とのつながりを大切に したネットワークを活用しながら、事務事業における新たな取組を構築、自信と誇りを 持って発信、発言、行動できる職員を育てることこそが、大きく町民の安心や安全につ ながるものと信じているところであります。

次に、職員の健康状態が悪化している原因についてお答えをいたします。

メンタルヘルスの取組につきましては、議員御指摘のとおり、健康相談コーナーや震災ストレス面談を岩手県こころのケアセンター等の御協力により開設しております。また、職員研修の一つとして、外部講師を招いてのメンタルヘルス研修等を実施しております。さらには、労働安全衛生法の改正を受け平成27年12月からストレスチェック制度が義務化されたことを受け、年1回実施しております。特にも震災後におけるメンタル不調者への対応が大きな課題であるとともに難しい問題であると認識しております。

議員御質問の原因となりますと、個々、人それぞれ異なる原因があるものと推測しております。確かに業務によるストレスによるものが多いと考えられますが、その場合はその原因等を取り除く対処療法的な対応に取り組んでおります。例えば、配置替えや会計年度職員の採用などもその一つの手段であります。ただし、根本的な解決方法となると、ハードルはかなり高いというのが実感であります。

取組の内容の見直しや変更については特に大きな変更等はございませんが、今後においてはストレスチェック制度により得られたデータ等の分析などを実施し、知見者等からのアドバイスをいただきながら、その対応策等を模索してまいりたいと考えているところであります。

次に、職員の不適切な事務処理についてお答えをいたします。職員の非違行為が生じた場合、大槌町職員の懲戒処分及び公表の指針に基づき対応しております。公表に当たっては、町ホームページ及び広報によることと規定されていることからその対応を実施

したところであります。

職員の不適切な事務処理の内容でありますが、公表しているとおり、担当業務において多数の未処理案件を発生させたものであります。具体的には、町職員の労務管理に係る各種手当の申請及び支給の遅延、共済組合等への支払い事務の遅延及び督促の放置、公文書の放置など132件、影響額で660万円余りの状況であります。なお、未処理案件は全て処理済みの旨報告を受けております。

発生原因については、議員御指摘の、担当職員への業務過多が挙げられているほか、 担当職員のモラル意識の不足、班内の連携不足及び進捗管理の不備、軽微事務の班内決 裁の運用が処分委員会からの報告に上げられております。再発防止策としては、階層別 の研修の強化を図ります。具体的には、主事、主任級は公務員としての規範とモラル向 上、班長級には業務進捗の能力向上、課長級は組織目標管理などの研修に参加させるも のとします。また、所属・班内の連携強化と進捗管理の共有化を図るため、定期的なミ ーティングの実施を行うこととしております。

次に、非常時における官民連携の体制づくりについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、感染症、大雨や地震災害等への対応については、官民の連携協力が必要不可欠なものと考えております。発生時においては、町役場が住民の健康、生命、財産を守るために行うべきことを行政機関としての責任の下迅速に実施する一方、町民、団体におかれましては、感染症に対しては予防対策の周知徹底、自然災害に対しては非難すべき場所や災害弱者といわれる方をあらかじめ把握し、助け合いながら早期の避難、また避難所運営への協力といったことが求められます。また、その後に続く復旧、復興期にあっても、民間団体において果たしていただくべき役割は非常に大きいと考えており、当町における震災後の9年間、役場以外の新しい公共の担い手による復興支援活動が広がりを見せたことは、大変心強く感じているところであります。

町では、本年度こうした新たな公共コミュニティーの力を活用し、協働による地域まちづくりを展開するための指針を策定することとしております。指針の検討過程においては、地域防災活動の担い手である自治会町内会、生活支援相談員事業を実施する大槌町社会福祉協議会、その他コミュニティー活動団体との丁寧な意見交換を通じ、連携を強化したいと考えております。目下発生中の感染症、発生が見込まれる自然災害などコミュニティーの力が真に必要とされる非常時においてそれぞれの主体が我が事として受け止め、発生時から復旧・復興期の各段階において協働して対応できる体制整備を進め

てまいります。

次に、大ケロ地区の河川堤防の県工事についてお答えをいたします。台風19号災害に係る県の災害復旧工事発注状況については、去る4月27日に沿岸広域振興局土木部長より直接環境整備課長宛てメール及び電話で内容説明を受けており、当町における6か所の災害復旧工事の発注予定時期並びに完成予定時期については、環境整備課で把握しているものの、その公表については直接県が行うものと承知をしております。

また、年度当初、本年度は5月13日でしたが、沿岸広域振興局土木部長より、例年であれば直接私に、今回は私に代わって環境整備課長、復興推進課長が令和2年度の沿岸広域振興局土木部の公共事業予算について内容説明を受けております。その際に、担当部署から県に対しての情報提供も行っております。町内で行われる県工事に対する町の関わり方ですが、5月21日にも沿岸広域振興局河川港湾課の課長及び課員と環境整備課職員、復興推進課職員が対応して協議を行っており、適時必要があれば情報共有し、お互いの事業が円滑に進むよう努めております。

次に、大ケロ地区の河川堤防の完成時期についてお答えをいたします。大ケロ地区の 堤防復旧工事は地下水位が高いことから鋼矢板により締切りを行い、現時点において工 程が1か月程度遅延しており、大ケロ地区の自治会長等にはお伝えしていると聞いてお りますが、その後の工事完成の時期について正式な報告は県からいただいておりません。 また、大柾橋上下流の災害復旧工事については、現在発注手続中であり、令和3年度内 の完成を予定していると伺っているところであります。

次に、最大浸水想定区域が示される時期とハザードマップの配布時期についてお答え をいたします。

最大浸水想定区域については、近年集中豪雨等により水害が頻発していることを受け、 国や県では、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される 区域を最大浸水想定区域として指定し、その区域が浸水した場合に想定される浸水継続 時間を洪水浸水想定区域図として公表するとしております。最大浸水想定区域の公表時 期については、当初、洪水浸水想定区域指定5か年計画において来年度予定となってい たものを、本年度公表について見直しを図る予定となっており、できるだけ早期に公表 されるよう引き続き県に働きかけを行ってまいります。

また、ハザードマップの配布時期については、県の最大浸水想定区域の公表内容を踏襲し、作成することから、現時点において来年度にかけ作成する予定とし、作成後は速

やかに町民の方々に情報提供を行う予定であります。

次に、災害弱者の駐車場確保とペット連れ避難者の受入れについてお答えをいたします。

災害弱者の駐車場確保については、風水害等において災害の危険が高まるおそれが見込まれる前に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、高齢者や障害者の方々など災害弱者と呼ばれる方の避難を優先し、避難行動の促進を求めております。各避難所の駐車場については、この後の答弁で駐車可能台数を報告しますが、収容人数に対して駐車可能なスペースを確保しており、早期避難を求める災害弱者の駐車については十分に確保できる状況であります。

次に、ペット連れ避難者の受入れについては、ペットへの愛着の観点と動物アレルギー疾患に配慮した受入れ態勢の構築や衛生環境の整備などが必要であること、また、避難所での3密空間の回避や収容スペースの拡幅など、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所運営を優先する必要があります。町では引き続き公助の観点から、受入れ可能な避難施設や避難施設内における受入れ専用スペースを設置するなど、ペットの受入れ態勢の整備について検討するとともに、避難時のケージの持参や施設内での夜間のペットの鳴き声対策など、ほかの避難者への理解が得られるようなルールを作成し、飼い主に対し呼びかけを行ってまいります。

次に、大雨時の開設避難所4か所の駐車可能台数についてお答えをいたします。

大雨による土砂災害や洪水等の風水害に対応した指定避難所は全部で7か所であり、中でも早期避難準備に対応するため、城山公園体育館、大槌学園、吉里吉里学園小学部及び旧金沢小学校体育館の4か所を優先的に開設しております。

4か所の避難所の駐車可能台数について、城山公園体育館は隣接する中央公民館の駐車場を含め約80台、大槌学園は職員駐車場及びスクールバス駐車場スペースの約70台、吉里吉里学園小学部は職員駐車場及び来賓駐車場の約10台、旧金沢小学校体育館は約30台が駐車可能であります。なお、大槌学園及び吉里吉里学園小学部につきましては、避難者数の増加に合わせ校庭を開放することで駐車スペースの確保に努めております。

次に、宿泊施設の借り上げについてお答えをいたします。

国からは本年4月1日付の新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針として、 避難所内での感染対策の徹底や3密を避けるためのスペース確保に留意するほか、避難 所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設や宿泊施設の活用等について検 討するよう通知を受けたところであります。

町では、出水期等の避難所開設回数が増える時期を見据え、災害警戒時の避難所開設に加え十分な感染症対策を考慮した避難所運営を行うこととし、避難先の拡大、分散を図ることを目的に、風水害等に対応した指定避難所4か所の早期開設のほか、最大7か所までを検討するほか、RC構造の公共施設の2階以上のスペースなど一定の条件を満たす建物等について、臨時避難所として開設することを検討しております。宿泊施設の借り上げについては、宿泊者と避難者相互の受入れ態勢や避難者宿泊後の衛生環境の整備など課題を解決し避難場所として活用するよう、宿泊業者と協議を重ねております。

次に、災害情報発信ツールについてお答えをいたします。

町の情報発信ツールについては、広報紙や町のホームページなど、一般的な情報発信ツールのほか、フェイスブック等のSNSやケーブルテレビなどが挙げられます。また、災害時の情報発信については、避難情報など災害警戒前に情報を伝達する手段として、防災行政無線や防災行政無線の内容を可視化したいわてモバイルメール、さらに、災害警戒時の情報発信ツールとして、大手携帯電話会社3社を通じたエリアメールやテレビのデータ放送を通じ情報を発信するLアラートが挙げられます。

災害時の緊急を要する情報発信については、防災行政無線、いわてモバイルメール、 エリアメール、Lアラートが災害時の情報発信ツールとして有効であると認識している ところであります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。また、当局については明朗簡潔にお答え願います。澤山美惠子君
- ○5番(澤山美惠子君) それではまず役場職員についてお伺いいたします。

意識改革については、町長の言うとおり研修だけでは難しいと思います。また、情報 通信も正確なものばかりが上がってこないと私は思っています。

それから、健康状態の悪化については、解決が難しく取組内容の見直しや変更はないとのことですが、これではあまりにも消極的な答弁ではないかと思います。組織改革は、町長の気合は本当に充分に分かりますけれども、私もそうなんですが、気合が空回りすることも考えられます。それでは改革が進まないのではないでしょうか。一般質問で何度取り上げても組織の対策改善が見られないということ自体が、この組織の大きな問題だと思いますがいかがでしょうか。例えば、震災ストレスを抱えた人たちが仕事でもストレスを抱えて、そうなっては町民のための役場というのが機能できないと思います。

どうやってこの町民のサービスをしていくんでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) 議員御指摘のとおりで、なかなか難しい状況で、消極的と言われれば消極的とも取れる内容だとは思います。なかなか精神というかストレスの部分でそれを解決する有効手段、それがなかなか見いだせていないということ自体に私もストレスを感じているところでもございます。ですが、一応、先ほども町長の答弁にございましたとおり、一応ストレス関係につきましては専門的な、岩手県こころのケアセンターさんの協力の下、岩手医科大学の先生等にも入っていただきまして、他の市町村と比較するのは変かもしれませんが、他の市町村に比べても大槌町では震災ストレス面談とか健康相談とか、この回数とかにつきましては他の市町村さんよりも多い回数で実施をしておりますし、また利用している方々もラフな形でというか環境で受診できるようにということで、特別誰が受診しているとかそういったものまでは求めず、いつでもどこでも誰でも気軽に相談してねというような形で役場内では情報発信しているというところでございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) そういった医科大学の先生とかとはいろいろ相談とかもしているわけですか。
- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) はい。議員おっしゃるとおりで、先生方ともいろいろ意見、意見交換というかこちらで悩んだときには相談等はさせていただいております。ただ、やはりその中でも先生方から出るのは、なかなかこういったメンタルというのは、何と言ったらいいのか言葉がちょっと不適切かもしれませんが、なかなか外的な病気と違って目に見えるような形で回復しているとか回復していないというのがなかなか判断がつかないというのが難しい病気でもあるということで、やはり普段から見守るとか、あとはやっぱり様子を見て何かいつもと様子がおかしいなというときは、本人じゃなくても上長である課長とか班長とかそういった方々が、逆にそういった先生等に相談をかけるというようなこともあっていいんじゃないですかというような話は、アドバイスとしていただいているところでございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) やはりそのようにしていかないと前に進んでいかないんじゃな

いかなと私は思います。

それでは、次に不祥事については町のホームページで公表したとありますけれども、 それは知らなかった議員もおりました。ホームページで公表するという規定になってい ても、それだからといって議会に説明もしなくてもいいというのにはならないと思いま すが、今後議会にも説明していただくことはできるんでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) 基本的に、先ほども言ったとおり、指針で公表ということ、ホームページ、あと広報、広報のほうも5月号で確か掲載したと思います。基本的にはそうなっております。

議会に説明しなかったという議員からの御指摘はそのとおりなんですが、ただ、その判断につきましては、直接的に町民の方々に影響のあるものについては今までも基本的に全協等で説明をするという方針であったので、それを踏襲した形で運用しておりました。ただ、今言ったとおり、ではそれは説明しないでそれでいいのかと問われると、私も配慮が足りなかったというふうに思っております。ですので、その公表の指針につきましても、もう一度ちょっとその指針を見直して、ある程度、ちょっと話がそれるかもしれませんが、マスコミのほうからもこういったときに公表したときにはマスコミにリリースされているんですよというような話も伺ってもございます。そういったもの等々を含めて、その公表の在り方につきましては検討していく余地はあるというふうに個人的には思っているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) やっぱり議会に説明していただくことでいろいろなアドバイス 的なことも受けることもできると思いますので、なるべくそのようにお願いしたいと思 います。

それでは次に、不祥事の対策として研修やミーティングを強化するとありますけれども、それは前から言われていることで、それで改善しないから不祥事が、私は、相次ぐのだと思います。今回の不祥事は若い職員だと聞きましたけれども、私はその職員を責めるわけではありません。多分その方も大槌町のためにきっとやる気を出して就職したんじゃないかと思います。そういった人たちを生かせない、育てられないということは本当に、やっぱり組織自体に問題があると思いますけれども、いかがですか。

○議長(小松則明君) 総務課長。

○参与兼総務課長(三浦大介君) 議員御指摘のとおりだと思います。私も自分の課のことでございますのでなかなか答弁も難しいところがあるんですが、やっぱり気づけなかったという、自分でも何で気づけなかったんだろうという、これは私もそうですし、上の班長もそうだと思います。何で気づけなかった、気づいてあげられなかったというのは、これはやっぱりずっと引きずってございます。

先ほども町長の答弁の中で、労務が過多だったんじゃないかとか、確かにその部分は 見受けられた部分があって、本人からも上の者に相談してと言って業務を見直すとか、 そういった改善も部分的ではあるけれども対応はしてきたようなんですが、ようなんで すがと言うと何か人ごとのような言い方ですが、しているんですけれども、なかなかそ れがうまく歯車が回らず業務進捗管理も徹底ができなかったという点で、改善策として、 それは以前から当然やることでしょうと言われればそのとおりですが、それをもっとも っと徹底して進捗管理をしないと、この業務は今どこまで進んでいてどこの時点で終わ るんだというようなことを、もっともっと密に連携を取って進捗管理をしていく必要が あるというのは痛感しているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) やっぱりその班長さんだったり上司の人たちが残業をしている人って大体ほら、すみません、大体分かりますよね。残業している人がどういう人が結構残業しているのかというのを分かると思うので、やっぱり5時にすぐ帰れる人と帰れない人の差というのがすごいと思うんですけれども、やっぱりそういった班長さんだったり上司の方が目配り、気配りをしてあげないとやっぱりストレスもどんどん溜まっていくと思いますので、その点はやっていったほうがいいんじゃないでしょうか。それはいいです、いいです。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) 次に、役場職員の4月の残業時間は2,498時間で、税務会計課や 福祉課が多いと聞きました。配置換えすると言いますけれども、例えば福祉課の専門職 などは配置換えが難しいと私は思います。また、震災で多くの幹部職員が亡くなったことで、若くして重要なポストにつかざるを得ない、そんな状況も心配です。適材適所で 人材配置と言いますけれども、今の現状では人材のやりくりというのにも限界を感じています。さらに4月からは副町長不在という事態も続いております。職員全体の、人数ではなくて職員全体の能力という視点で考えて、幹部とか管理職を中心に経験の豊富な、

豊かな職員のOBとか外部の有力な人材を補充したらいいんじゃないかと思いますが、 いかがですか。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) 議員おっしゃるとおりで、経験豊かな役場OBの方とかそういった方々を活用する、再任用、俗にいう再任用ですが、そういった手段もあるのは事実でございます。ただ、今言ったとおり、その原因が、議員おっしゃるとおりで、どこにあって、経験が浅いからこうなっているのか、それとも何が原因なのか、その辺も踏まえて、必要があればそういった対応も検討の一つなのかなというふうには思っているところではございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) 私がそういうふうに思っているのは、たくさんの職員が心身を 病んで不祥事が続いているということは、やっぱり外部の力を借りた大胆な組織改革と いうのが必要だと思います。何かあれば町長や事務方トップの責任になるわけなので、 その方たちが亡くなったらどうするかと、そういうことも考えたらやっぱり本当に大胆 な組織改革というのは今後必要になると思います。今後コロナウイルスとかも蔓延して くれば、そういう改革というのをきちんとしておかないといけないんじゃないかと思い ます。
- ○議長(小松則明君) 答弁はよろしいですか。
- ○5番(澤山美惠子君) いえ、すみません。
- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 大変ありがとうございます。組織全体に対しての様々な御意見だと 賜りました。

確かに経験がとは言いますけれども、もう震災から10年をたって、様々な機会に職員 それぞれが努力をしている状況にあると思います。確かに緊急的に幹部職員にならざる を得ない状況があったという現実はありますけれども、それゆえにほかにない力もある と私は信じておりますし、議員御指摘のとおり様々なことはありますけれども、時代が 変わりつつあって、いろいろな経験を積んでこの10年なってきました。これからも一般 質問や様々なところで、ぜひ職員に気づかせてほしいと私自身は思います。ぜひ私たち、 私もそうなんですが、職員を育てるという部分は私だけではなくて、議員の方々、町民 の方々の声で多くの職員が気づき、そしてまちづくりをしていこうという気持ちを自分 の中で盛り上げていく、テンションを上げていくということになるんだろうと思いますので、ぜひほかの人という力ではないので、もう10年たっているからこそ様々なことが分かっておりますので、私自身も職員と話し合いながら機会あるごとに課題、問題について真摯に受け止めて話し合いをしていく、一人でやっているんではないということは常々私は言っています。一人の力は小さいけれども、組織として意思疎通を図りながらやっていると、そういうことを実感しておりますので、これからの部分で若い職員がいろいろと問題を起こしているのは確かですけれども、それを受け止めながら、受け止めたことを確実に若い人たちに伝えて、それ以外の人たちにも伝えて、やはり目配り気配りをしながら組織を固めていきたいと思います。

大変震災という大きな出来事があって、町全体は変わらなきゃならないことですけれども、やはりやっていくのは今のプロパー職員です。手伝いについては時々においてしっかりと対応させていただきますけれども、プロパー職員がしっかりがんばってこの10年、20年先の大槌町を見据えながら頑張っていただくよう、私自身も職員と一緒になって課題、問題解決に向けて話し合いを続けていきたいと思っております。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) ぜひ頑張ってほしいと思います。

それでは次に、官民連携の体制づくりについてお伺いいたします。

今年度は新たな指針をつくるとありますが、新型コロナに対応するためにも指針をつくってから展開するのではなくて、震災時のときのように指針をつくりながら展開する、あるいは展開をしながら指針をつくるというスピード感というのが求められると思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) コミュニティ総合支援室長。
- ○コミュニティ総合支援室長(高橋伸也君) 議員御指摘のとおり、震災のときもそうでありましたが、やはりこういう方針を策定しながら取組においてもそういう緊急時の対応ということについて、その体制をつくりながらその方針も固めていくという姿勢が大事なんだろうと思います。

現在コミュニティー活動を展開している団体の方々からお話を聞いておりますと、この感染症下においてどうやってコミュニティー活動を展開していっていいか分からないというような御意見をよく伺うところです。私どもといたしましては、いずれそういう新しい生活様式に基づいたコミュニティー活動の在り方というものについては、ガイド

ライン的なものを今月の広報上においてもお示しをいたしましたし、今後引き続きそういったコミュニティー活動が、その新しい生活様式の下で再開しているコミュニティー活動の様子なんかを情報共有しながら、この緊急事態においてもどういう取組をしていけばいいのかということについて、指針の策定を待つことなく町民の方々と考えながら行動していきたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) よろしくお願いいたします。

それでは、防災についてお伺いいたします。

大ケロ地区の堤防工事については工事内容を伺おうと思ったんですけれども、町と県との情報共有に疑問を持ったので質問を変えました。というのも、県との情報共有は今後の新型コロナ対応にも直結する問題だからです。答弁では町長や環境整備課には説明があったとありますが、それが何で危機管理室長に伝わっていなかったのでしょうか。また、公表は県がするものとか、正式な報告は県からいただいておりませんとありますけれども、これでは何か他人事のように感じるんですが、実施主体が県だろうが釜石市だろうが、町民の命、生活に関わることは積極的に情報収集をして町民に説明するべきだと思いますけれども、町長いかがですか。

- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 町民の命に直結するような情報については、沿岸広域振興局土木部長と直接電話によるやり取りをしておりまして、台風19号の際にも大ケロ地区の左岸、河川堤防の決壊のおそれがあるということを報告し、またその対応にしても連絡を受けております。

また、大ケロ地区の堤防復旧工事の完成時期については、現在1か月程度の遅れとは 聞いておりますが、請負業者も工程の遅れを取り戻すと頑張っているとのことで、完成 時期について公表できる時期になりましたら町のほうにも報告していただくよう、沿岸 広域振興局河川港湾課長のほうにはお願いしております。

また、大柾橋上下流の災害復旧工事についても、現在発注手続中であるため、詳細については公表できないと。工事公告後であれば公告にある内容によっては公表できるであろうというようなことで、なかなか町のほうで公表するということに対しては県のほうからはなかなかオーケーが出なかったということでございます。

○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。

○5番(澤山美惠子君) 時間がないので次に行きます。

ハザードマップについてお伺いいたします。

町のハザードマップの作成は来年度、つまり今年度の大雨シーズンには間に合いません。新型コロナウイルスを踏まえ、国は知人とか親戚宅に避難するように求めていますけれども、震災後は大槌町も別の地域に引っ越した人も多くて、自分や知人の家が危険かどうかも分からない人たちもあります。また、防災マップも数年前に配られたもので、多分なくした人も中にはいるんじゃないかなと思います。またその後に新しく建てられた施設もそれの中に反映されてはおりません。だから県の公表を待たなくても大槌独自の、可能な限りの新しい情報とかが盛り込まれている新型コロナにも対応するようなマップを作ってはいかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) まず、ハザードマップの関係で、いずれ年度が1年早まったという部分が一応ございます。ただ、町のほうで独自にということであれば、やはりデータ関係が当然必要になるという部分がございまして、なかなか町独自でのデータを活用したものを作成することは今ちょっと難しいのではないかと思ってございます。いずれ先ほど町長の答弁からありましたとおり、なるべく県のほうにも働きかけながらマップの更新については取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) やっぱり、大槌町は、大槌町のそういったものがあれば、高齢者とか家に行って、例えば避難所まで大雨のときとかは洪水氾濫とかそういった場合は垂直避難のほうが安全だとか、そういった細々を、じゃあ避難所に行くにはこういったときは城山体育館に行ってくださいとか、地域ごとに、そういった細かい情報も盛り込んでいったらいいんじゃないかと私は思います。いいです。時間もない。

次に、避難所運営について災害弱者の駐車場は十分確保できるとあります。今回示された駐車可能台数と収容人数を比較してみれば、城山体育館は80台に対して390人、大槌学園は70台に対して1,000人、吉里吉里学園小学部は10台に対して110人、金沢小学校は30台に対して390人です。

増やすところもあるようですけれども、これで本当に足りるんでしょうか。基本的に は徒歩避難と言われますけれども、それでも大雨のときに荷物を抱えての避難というの は現実的ではないと思いますがいかがですか。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) ありがとうございます。まず、駐車可能台数ということで、そこに併設されている駐車場の可能台数ということのみ今回答弁のほうにさせていただきましたけれども、実はそのほかにも隣接している駐車場結構ございまして、まず、役場の駐車場、大体こちらのほう105台ほど車が止められるという形になります。この役場の駐車場も105台ほど。ただ、公用車が大体50台ぐらい止まっているので、その50台分が、55台ぐらいが駐車可能となってございます。あと、職員駐車場のほうも一応今確保してございまして、前回の台風19号のときはラグビーの関係で使えなかったという部分は一応ございますけれども、やはり災害時についてはそこの部分をしっかり確保していかなければならないという部分、前の反省の部分も捉えまして、現在209台ほど確保してございます。利用者台数で125台で約、それでも85台前後が利用可能という形になってございます。あと、大槌学園の駐車場につきましても、実は校庭のほうの開放もということで大槌学園さんのほうと一応協議を進めてございまして、そこでまずざっと見繕っても面積換算からいくと300台以上が、プラス300台以上がそこで飲めるという形になりますので、そういった形で対応のほうはできるのではないかということで答弁のほうをさせていただいたという状況になってございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) 分かりました。

次に、ペット連れ避難については全国でも取り上げられていますけれども、なかなか前に進んでいかないのが現状です。様々な問題というのもあるのは分かりますけれども、今はペットは家族の一員となっています。昨日の岩手日報を見ますと、国交省では災害避難施設を増強する自治体に財政支援をするとありました。そういった支援の利用の仕方というのはできないんですか。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) その財源の部分についてはちょっとすみません、私のほうでちょっと把握していなかったという部分も一応ございますので、そういった情報等も一応集めながら、今実はちょっと避難所運営におけるガイドラインを作成しているところでございます。当初、やはりこのコロナ禍に関する衛生管理の部分での避難所のマニュアルということでちょっと進めてきておったんですけれども、やはり動物の、一緒に避難していただく部分についても必要ではないかということがございまして、180度かじ

を切った状態で動物の受入れの部分についても今ちょっとガイドラインのほうの作成を 急いでいるという状況になってございます。

それにつきましては、できた時点で、当然職員のほうへの説明であったりとか、当然 公助だけの力では避難所運営のほうは成り立たないという部分、先ほど澤山議員のほう からおっしゃられたとおり、いろいろな地域の方々の協力を得ながらという部分もござ いますので、最初の間は、例えば地区防災組織さんへの説明等々も併せながらガイドラ イン等の作成のほうに取り組んでいるという状況になってございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) やっぱりペット連れの方がたくさんいらっしゃるので、ペット連れの方の避難所はこっちです、例えば城山ですよとか、そういったふうに分散して分けてやっていければいいんじゃないかと、私の願いです。

それでは、避難所最大7か所まで増やしたりRC構造で2階以上の建物、臨時避難所として開設するとあります。既に6月に入り大雨シーズンが間近ですけれども、検討結果というのはいつ頃示されるのでしょうか。各自治体では新型コロナウイルスが蔓延する中での災害発生を懸念して、梅雨などで災害が起きやすい出水期に間に合わせようと避難所運営の見直しをすごく急いでいると聞きましたけれども、大槌町のほうでは。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 先ほどの答弁とちょっと重複する部分がございますけれど も、先ほど避難所運営マニュアルを今急ピッチで策定しているという部分が一応ござい まして、その中に当然感染症対策の部分が主なものという形にはなりますけれども、感 染症以外の部分、コロナ禍以外の部分も当然出てきますので、それらのものを一度入れ ながらの形での取扱い要領等々今準備しているという状況になってございます。

早ければいつまでというわけではないんですけれども、今ちょっと第2報目の修正作業等々が入ってございまして、私どもだけではなくて、町内での情報のほうの共有等も必要になりますので、そういったものを踏まえながら、いずれ出水期前にはお示しするような形で今鋭意努力しているという状況になってございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) あと、それから新型コロナウイルスが感染した場合に、避難所 運営が誰がするのかとか、それから私、いつもインフルエンザでも何でもそうなんです けれども、この感染の一番の危険だというところはトイレじゃないかと思うんです。本

当に狭い空間で、手を洗ってもマスクをしても、多分コロナウイルスというのは強いと思うので、そういったこともその中で盛り込んで考えていってほしいと思います。

それでは、災害情報の発信についてお伺いいたします。

私がこれを質問したのは、災害発生の直前に、あるいは発生中で町独自の情報発信のことを聞きたいと思って聞いたんですけれども、例えば、町内のどこの道路が冠水したとか、それから土砂が流れ出したとか、避難所の数とかそういった情報をホームページとかフェイスブックとか、本当は防災無線で取り上げれば一番広く分かると思うんですけれども、このどれかでリアルタイムに流せないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 災害時に係る情報発信の在り方という部分になると思います。

今現在県のほうのシステムの中で、テレビ画面の中で情報のほうを流しているLアラートという部分が一応ございまして、その中で、文字放送の中でお示しはしているんですけれども、今みたいに、例えば避難所の状況がこうであったりとか、あとこういったところに現在水が出ているとか、どこかが崩れているとかというところまで実際のところちょっと追いついていないという部分がございます。結構避難所の、避難所じゃない、防災対策の中でやはり時間時間にかなり迫られているという部分が一応ございまして、なかなかちょっとそこまで手が回っていないという部分が正直なところでございますけれども、いずれそういったものの検討も今までしてきた部分がございます。主に緊急告知用のホームページという部分になりますんで、いずれ分かりやすいような災害の情報について、もうちょっと私どものほうで検討していきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○5番(澤山美惠子君) そういった発信ができることによって、避難するときに途中で 戻ったりすることもなく避難できると思うんです。例えば城山に、大ケロ地域の人たち が城山に行くとき土砂災害で山が崩れて行けない、だからこっちのほうを回ってくださ いとか、そういった指示をしてくれればやっぱり避難する人も戻ることもなく安全に避 難ができると思いますので、その点もきちんと踏まえて考えてほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小松則明君) 以上で、澤山美惠子君の質問を終結いたします。 11時10分まで休憩いたします。

○議長(小松則明君) 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番(菊池忠彦君) 改めておはようございます。大志会の菊池忠彦でございます。議 長のお許しが出ましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

その前に、この一般質問において度々取り上げさせていただいている郷土芸能団体の町無形民俗文化財指定についての要望ですが、要件を満たした数団体が指定の運びとなったというお話を伺っております。これもひとえに町当局をはじめとする関係各機関の皆様の御理解、御協力があればこそと深く感謝しております。同時に、指定団体の今後の活動のより一層の励みになるものと期待するところでございます。

さて、その郷土芸能団体、私も深く関わっておりますが、現在コロナ禍においてイベント、催物、お祭り等が全て中止となり、活動の場が全くもって失われた状況でございます。しかしながら、郷土芸能は我々の生活の糧ではなく、常に生活と隣り合わせの存在でございます。そのような観点から、まずは生活を第一に考え、関係者一丸となって新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、終息後に盛大に郷土芸能の復活を発信し、大槌町を勇気づける牽引役になりたいと考えております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回私は大きく3つの質問を準備させていただいております。順を追っていきますので、よろしくお願い申し上げます。

1つ目、新型コロナウイルス感染症関連について。2019年11月22日に、中国湖北省武 漢市で原因不明のウイルス性肺炎として最初の症例が確認されて以降、新型コロナウイ ルスによる肺炎の感染が拡大しており、世界レベルで感染者や死者が増加するなど状況 が深刻化しております。これにより世界各国の主要都市で相次いでロックダウン、都市 封鎖、移動制限が実施され、様々な社会、経済的影響を引き起こしている中で、わが国 では4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令しました。同月16日には、 対象地域が全都道府県に拡大、これを受けて当町でも様々な施策を講じることとなりま したが、5月に入り日々発表されるデータが少しずつ落ち着いてくる中、全国でも段階的に自粛や休業要請等の緩和が始まりました。しかしながら、人の動きが活発になれば感染リスクは当然高まり、再び感染者が急増する危険があります。新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えず、経済停滞の長期化が懸念される国内情勢の中、当町においても町民が安全安心に生活できるよう感染拡大防止と社会経済活動の維持に万全な対策を期待するところであります。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連して次の点を伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染防止策について。当町では具体的にこれまでどのような対策を取ってこられたのか。また、感染の第2波が懸念されている中、今後の新たな対応方針についてお尋ねいたします。

2点目、コロナ禍の今、災害時避難所においてはいわゆる3密、密閉、密集、密接に陥りやすく、場合によってはオーバーシュートが起こる可能性が指摘されております。 これまで、町内の指定避難所とされてきた施設はほとんど該当するわけですが、そんな中内閣府においても災害で避難する際の注意事項等を公表しております。町として、今後どのような対策、対応を講じていくのかお尋ねいたします。

3点目、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の自粛などによって、当町の農林水産業にも影響が広がっております。とりわけ漁業においては、4月下旬に始まった今シーズンのウニ漁の水揚げにも影響を与えており、1人当たりの出荷量は例年の半分以下となる2キロに制限されております。国や県も漁業者に対し様々な支援策を打ち出しておりますが、どれも効果的な支援とは言い難いのが現状です。そこで、当町独自の漁業者への支援が急務だと考えますが、御見解を伺います。

4点目、多様な働き方の推進などを目的に、国が2016年から企業への本格的な普及を開始したテレワーク、在宅勤務ですが、新型コロナウイルスの感染防止対策で全国の自治体職員のテレワーク導入に向けた動きが加速しております。当町においても、大槌町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の実施に関する事項、労働の項目でネットワークを活用したテレワークやオンライン会議の実施と明記しております。そこで、当町においてのテレワーク、オンライン会議の現状と、今後の具体的な取組について伺います。

5点目、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるために、暫定的に規制が緩和され、 初診であってもオンライン診療が可能となりました。厚生労働省のホームページに、新 型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的、特例的な取扱いについて令和2年4月10日事務連絡に基づく対応を行っている医療機関 一覧に大槌病院の記載がありますが、どのようなオンライン診療が実施されるのか、また現在の活用状況、併せて県内医療機関のオンライン診療の実施状況を伺います。

大きい2つ目でございます。

マイナンバーカードの普及について、新型コロナウイルスに関する経済対策として支給される一律10万円の特別定額給付金のオンライン申請をめぐり、マイナンバーカードがにわかに注目を浴びております。2016年に運用が始まりましたが、本年5月1日現在、全国での交付枚数は2,085万枚、普及率は僅か16.4%にとどまっております。この普及率の低さは、カードを作る利点が周知されていないことが要因と考えられますが、国ではマイナンバーカード普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上、運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図るとして、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策、また令和3年3月にはマイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用などの施策を打ち出しました。

当町においても町民サービスの向上や行政手続の簡素化、業務の効率化が期待できる ところでありますが、そこでお尋ねいたします。改めて当町のマイナンバーカードの交 付枚数、普及率、併せて普及に関わる取組等を伺います。

大きい3つ目でございます。

街路灯、防犯灯の整備について、震災から9年が経過し、安心、安全な明るいまちづくりの環境整備もいよいよ終盤を迎えております。新しく整備された住宅地にはLED防犯灯が設置され、防犯灯本来の目的である住宅街路の安全確保とともに住民の生活環境も向上しております。しかしながら、その一方で被災しなかった地域の既設の防犯灯の老朽化が進んでいる箇所も確認できます。また、県道231号線、吉里吉里釜石線の安渡地内、赤浜地内においては、街路灯、防犯灯の整備が不十分であると言わざるを得ない状況でございます。特にも、赤浜地内の県道沿いは数百メートルにわたって全く街路灯、防犯灯が設置されておらず、安全上、または防犯上の理由から早期に設置すべく住民より強く要望されているところであります。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

1つ目、当町における街路灯及び防犯灯の設置状況と、老朽化箇所の把握状況と対策

についてお尋ねいたします。

2つ目、過日県道231号線赤浜地内の街路灯、防犯灯の早期設置に関して、赤浜自治会の要望として担当課に伝えましたが、その後の県に対しての要望状況を伺います。

以上、大きく3つの質問、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症感染防止策についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症における町の対策及び今後の対応についてでありますが、政府において本年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定した後、2月27日には全国の小中学校、高校等に臨時休校を要請したことから、2月28日に大槌町新型コロナウイルス感染予防対策本部を設置しております。その後、全国的に感染範囲が拡大し、全庁を挙げた対応となるべく感染症対策本部へ切替え、感染予防の取組の周知のほか店舗等の営業の自粛や移動の制限等をお願いしてきたところであり、併せて感染症における様々な制限が緩和される後の経済回復支援として、飲食や宿泊を促す事業予算を計上しているところであります。

感染予防につきましては、町民の皆様の御理解と御協力により、岩手県は感染者ゼロを継続し、国においては感染規模が縮小したと判断し、去る5月25日に緊急事態宣言を解除しております。今後につきましては、第2波の発生を抑えるべく、感染予防の取組を引き続きお願いしつつ、国や県の動向や町民生活、町内経済への影響を注意深く見極めながら、必要な対策を検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症影響下での避難所対応についてお答えをいたします。 町では気象災害等発生時に町民の命を守るため、地域防災計画等に基づき避難所を開設するなど、災害時における安全な場所の提供を行っているところであります。一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う2次災害のリスクが懸念されることから、災害時の警戒に加え、十分な感染症対策を講じる必要があります。避難所内での感染拡大を防ぐため、消毒品等を設置し、避難所内の物品や共用箇所等の洗浄を行うほか、密閉空間を回避するため十分な換気を実施し、避難所内の衛生環境の整備に努めてまいります。

また、感染が疑われる方とのすみ分けを図るため、受付時の検温を実施するほか、一時的に隔離する専門スペース及び分室の設置を行い、避難所内の感染予防に努めてまいります。併せて避難所内の密接を避けるため1人当たりの収容スペースの面積を拡幅し、

人との間隔を空け一定の距離の確保に努めるほか、収容人数の、拡幅に伴う許容数の変更に伴い、複数の指定避難所の開設や、指定避難所以外の臨時避難所を開設するなど、 避難の分散や避難先の確保及び感染リスクの防止に努めてまいります。

なお、これら避難所対策などの公助はもちろんのこと、災害発生前の早めの避難行動 の心がけや、知人、親戚宅など避難所以外の安全な避難先への避難、多様な避難の検討、 呼びかけや、感染症予防のための携帯品の準備など、自助の取組についても重要である ことから、町民の防災意識の醸成に向け引き続き取り組んでまいります。

次に、漁業者への独自支援についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、岩手県漁業協同組合連合会は、市場流通の停滞を起因として県下漁業協同組合に対しウニ漁の出漁制限及び出荷自粛を発出し、6月末までを期限として週1回の出漁制限及び1回当たりの出荷量を2キロに制限しているところであります。6月以降1回当たりの出荷制限が緩和されるものの、漁期を通じて漁業者の収入減少は確実であり、町に対しても新おおづち漁業協同組合及び漁業者から相談が寄せられているところであります。

このような状況から、町と新おおつち漁協において協議を行い、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の追加措置として、本定例会の補正予算に水産業緊急支援補助金を計上しております。本補助金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により出漁及び出荷制限等を受けた漁業者に対し支援金を給付することとし、対象漁業者への早期の支給を実現するため、新おおつち漁協を窓口とした一括申請を想定しております。また、国の実施する持続化給付金については1次産業従事者も対象となることから、関係機関と協調し、申請支援等を行うほか、今後JAバンク、マリンバンクなどとも情報交換を定期的に行い、設備投資や運転資金など1次産業従事者の融資制度活用支援についても検討を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除されましたが、感染者が報告されていない大槌町においても経済への影響は広範囲かつ甚大な状況であると認識しております。今後も町内事業者に寄り添い、各種金融機関や関係団体から御意見を頂きながら状況に応じて追加支援策を検討するなど、経済の回復に向け連携して取り組んでまいります。

次に、テレワーク、オンライン会議の取組についてお答えをいたします。 テレワークについては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から導入を 進め、既存のパソコン等の機材を活用しながら必要なセキュリティー対策を講じた上で 試行的に運用を開始しているところであります。現在業務内容がテレワークで可能であ り、かつ在宅勤務が必要であるという課を総合的に判断した職員1名についてテレワー クを活用し在宅勤務を行っております。

オンライン会議の当町における導入状況ですが、在宅勤務を行っている職員の業務報告等にオンライン会議を活用しております。また、岩手県においても県と市町村間でオンライン会議の環境構築の取組が進められており、当町としても岩手県が主催するオンライン会議に参加するための試行的な環境を整えたところであります。テレワークやオンライン会議の環境は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を受けて試行的に運用しているところでありますが、感染症対策を踏まえた事業継続計画の在り方や働き方改革、労務管理の手法や例規整備など、今後も国や県の動向に注視しつつ総合的に検討を進めてまいります。

次に、医療機関におけるオンライン診療の実施状況についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、電話や情報通信機器を用いた診療等の実施につきましては、時限的、特例的な措置として厚生労働省医政局により都道府県の衛生主管部局へ通知されたものであります。電話や情報通信機器を用いた診療、いわゆるオンライン診療が可能な医療機関は岩手県内で73か所あり、県立大槌病院も含まれております。

県内のオンライン診療の状況については、特例とされた初診に限り県への報告となっておりますが、オンライン診療の種別や対処件数につきましては報告対象外であるため 掌握していないとの回答をいただいております。

県立大槌病院の場合は、状態が安定した慢性疾患の患者を対象に、看護師による電話での医師から事前に決められた内容の問診を行い、医師の判断で投薬等の処方箋を処方することに限定されており、これまでの実績としては4月、5月にそれぞれ1件となっております。

次に、マイナンバーカードの普及についてお答えをいたします。

当町におけるマイナンバーカードの交付状況は、本年4月末時点で1,350件であり、普及率は11.7%となっております。また、去る5月11日から受付を開始している特別定額給付金のオンライン申請の状況につきましては、現時点で34件にとどまっており、マイナンバーカードの交付件数の割合からすると申請率は2.5%となっております。

議員御指摘のとおり、国はマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費 活性化策や健康保険証としての利用を進めております。また、全国的にトラブルが発生 した特別定額給付金のオンライン申請の課題等を踏まえ、今後マイナンバーカードの運 用については国から様々な動きが出てくるものと認識しておりますので、町としてもマ イナンバーカードの普及促進と住民サービス向上のための運用等について検討を進めて まいりたいと考えているところであります。

次に、街路灯、防犯灯の整備についてお答えをいたします。

街路灯の設置状況につきましては、現在1,421個ほど設置しており、そのうちLED街路灯が1,098個、水銀灯や蛍光灯などの街路灯が323個となっております。防犯灯につきましては、平成19年12月に大槌町防犯灯設置及び維持管理要綱を制定し、平成29年8月に大ケロ町内会から申請を受け設置したLED防犯灯1個であります。設置から経過年数がたち、水銀灯や蛍光灯などの街路灯につきましては老朽化が進んでおりますが、定期的に巡回点検を実施し、小規模な修繕があれば早急に対応を図るなど日頃からのメンテナンスに努めているところであります。また、将来的に維持管理が難しくなってきた場合にはLEDなどへの機種に変更を図ることなど検討を進め、適切に対応してまいります。

次に、県道231号線赤浜地区の街路灯、防犯灯の早期設置の要望につきましては、過日担当課において夜間の県道の状況を確認したところであります。土地区画整理事業において県道の道路管理者と協議の上、道路照明を設置しないこととした経緯がありますが、地域安全の防犯上必要と認められることから県に対して要望することとしております。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 御答弁ありがとうございました。それでは、順を追って再質問を させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症関連についての1点目についての再質問でございます。

現段階で全国で唯一感染者が出ていない岩手県は、当町はもとより県内全域で感染防止に向けての様々な取組が功を奏していると言えるのではないかと私は思っております。 感染者が出ていない状況で、全国の感染拡大防止対策に足並みをそろえ、結果岩手県は 感染者ゼロが続いているわけでございます。今後も感染予防策として手洗いやマスク着 用、人との間隔をできるだけ取る、そして3つの密を避ける、そういった対策を継続し て町民に対し周知徹底を図っていただきたいと思っております。

そういった中、迅速に行った町の経済回復支援に対しては、率直に高く評価したいと そのように思っております。特にも、中小企業事業継続支援金の給付、また宿泊先行販 売事業や飲食クーポン券販売事業に関しては、町内の宿泊飲食業者に対してのまさに真 の救済措置ともいえるべきものと感じております。

そこで、先般の臨時議会で質問した内容をもう少し突っ込んでお尋ねしたいと思うんですけれども、事業者向け支援は今後も継続されるという先般のお話でございましたが、 今後の支援プランがもしお決まりであれば、詳細を教えていただきたい、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今回の5月8日の臨時議会におきまして、第1回目の緊急経済対策支援ということで、町内に向けた対策を行ってございます。 今週に国会で第2次補正予算が通る見込みでございます。そういった状況を踏まえつつ、 あとは国、県の施策をドッキングさせながら、そこで拾えない部分であるだとか、それ から今回も漁業者支援を行ってございますが、商工会であるだとか、JAであるだとか、 そういった関係団体とも深く協調しながら、情報交換をしながら次の対策については検 討してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) ぜひ早期に対策を対応していただきたいと、そのように強く要望 しておきたいと思います。

御答弁の中で、コロナ禍においての小中学校、高校の臨時休校のお話が出ました。当 町においても3月から4月の新学期が始まるまでの1か月間臨時休校を実施したわけで ございますけれども、休校措置の中で児童生徒に及ぼす影響、特にも学習面などの影響 を町としてはどの程度把握しているのかお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 学務課長。
- ○学務課長(杉田哲朗君) お答えいたします。町としましては、校長会議等を通じながら、 子供たちの臨時休校における学習の遅れ等のことにつきまして聞いているところでございます。 先日の校長会議等におきましても、町長の答弁にもありましたとおり、実質の臨時休校につきましては10日間程度の日数となっておりまして、今年度の学習の年間指導計画に位置づけて十分に学習の保障をすることができると考えております。

以上です。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 今後も感染拡大の状況いかんによっては、休校措置を取らざるを得ない場合もあるわけでございますので、やはり懸念されるのはそういった学習格差であります。その辺の今後の対応、また取組をしっかりしていただきたいと要望しておきたいと思います。

以前、教育長と学務課長とお話した際に、オンライン学習について私お話したときがあるんですけれども、このオンライン学習、まず注目すべくは、政府が新型コロナウイルスへの対応としてまとめた緊急経済対策にGIGAスクール構想の前倒し実施等の施策を盛り込んだことでございます。児童生徒1人1台端末の整備はこれまで令和5年度の達成を目指しておりましたけれども、コロナ禍の状況を踏まえて令和元年度の補正予算と2年度補正予算に端末整備等に係る予算を計上しております。1人1台端末や在宅オンライン学習に必要な通信環境の整備等を加速させるということなんですけれども、これを受けて当町においてもそろそろオンライン授業のあり方というのを真剣に議論しなければならないところまで来ているんではないか、私そのように思うんです。

学校でも児童生徒の保護者宛てで、インターネット環境、また端末の有無などを調査する文書を配付して各御家庭の実情は把握しているわけなんですけれども、学習用のPC等が家庭にない児童生徒には国の制度を活用してPCの貸し出しであるとか、また通信料などの支援をしてオンライン学習を推進していかなければと思うんですけれども、これに関しての御見解を伺いたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(沼田義孝君) (「マイクを上げてください」の声あり) ただいまの御質問にお答えいたします。当町といたしましても、かねてよりGIGAスクールについて検討してまいりました。その中においてもICT活用というところで子供たちへの学習保障というところを十分考えております。したがって、個別化、最適化とかいろいろな対策等考えております。したがって、そのことを基にしながらいろいろ今どういう体制を取れば全部の子供たちの家庭あるいは子供たちにそれが保障できるかというところ、今随分研究している最中でございます。というところで今進めているというところで、回答しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。

○1番(菊池忠彦君) 実験的に、決められた、必要とされる学年を対象として実験的に 双方向のオンライン学習をしてみたらいかがでしょうかという提案をさせていただいた んですけれども、もちろん実験であってもそれを実現するためには必要な端末の種類で あったり通信環境、また何より先生方の指導体制などの課題があるわけでございます。 しかしながら、感染者が出ていない今だからこそできることというのはたくさんあると 思うんです。その辺をしっかりと協議した上でぜひこのオンライン学習進めていただき たい、そのように提案しておきたいと思います。

コロナ対策、今後についてのところで、関連して町長にお尋ねしたいと思いますが、前副町長が退任して既に2か月間が経過したわけでございます。いまだ後任の副町長が決まらず、当町では副町長が不在のままで、この間町長より公式な説明もなく、町民は戸惑うばかりではないか、そのように感じております。このコロナ禍において、町長に仕事が集中することになり、すなわちそれは町政の停滞にもつながりかねず、長期戦が予想される新型コロナウイルス感染症対策のような、様々な対応、取組にも影響を与えかねないと、私そのように感じております。そこで、現時点でこの副町長選任の見通しなど、町長にお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) コロナ禍において町長に万が一のことがあって、一時的に不在と

なったとしても、絶対的な町長の代行者は不在なわけでございますので、早期に副町長 を選任いただき、議会に提案していただきたいとお願い申し上げます。

それでは2点目の再質問でございますが、御答弁の中に複数の指定避難所開設や指定 避難所以外の臨時避難所を開設するとありましたが、避難所を増やせば町職員の配置も 当然多くなるわけでございます。先ほど同僚議員の御指摘、ちょっとかぶる部分もある んですけれども、現職員数で、避難所に対する職員数、これ現職員で対応が可能かどう か把握しているのか御見解を伺いたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) まず、今現在4か所ほど大雨の場合に避難所のほうを開設いたしまして、そこに関係課のほうの職員を今充てているという状況になってございます。ただ、今回のコロナ禍の部分に関しまして、新たに感染症対策という部分が出てきてございますので、現在ガイドライン等々をまた今ちょっとつくり直して、職員の体制の部分を含めた形で実際に職員の人数等々の見直しを図りながら今準備のほうを進めさせていただいているという状況になってございます。今の部分については、関係課のほうも含めながら十分対応のほうは可能ではないかというところまでは来てございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 町の職員のみでの対応が難しいのであれば、自主防災組織であるとか、または町内会等の協力を得るのも一つの手段ではないかと思っております。これ、災害、本当にもしかして今日起こるかもしれない、あした起こるかもしれないという状況の中で、検討している暇はないと思うんです。早急に対策を立てていただきたい、そのように思っております。

避難所内での1人当たりの収容スペースの面積を拡幅し、人との間隔を空け、一定の 距離の確保に努めるということでございますけれども、1人当たりの収容面積を計算し て、収容面積、いわゆる個人の身幅、それからその間隔、そういった収容面積を計算し て、1避難所当たりの最大収容可能人数の算出は既に終わっているのかどうか伺いたい と思います。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 計画までも、今の避難所運営のガイドライン上の中では、 面積部分を約2倍といたしまして、なおかつ今指定避難所以外の場所、指定避難場所の ほうの部分の検討のほうを今進めておりますので、その中でどのくらい入るのかという

のを、大体のところは、今のところ数値のほうは、あくまでも机上ではございますけれ ども、計算しているという状況にはなってございます。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 計算しておられるということなので、しっかりと対応していただきたい。

これ、避難所に避難者が向かったときに、当然これ以上はもう避難所に入れませんというのを恐らく入り口のところで職員の方が指示を避難者に対して出すと思うんですけれども、そういった場合、例えば避難所から次の避難所に移動する際の移動手段なんですけれども、車を持っている方とか若い方々はそれこそフットワーク軽く次の避難所にという形で移れると思うんですけれども、なかなか高齢者であったり、車もなく徒歩で避難してこられた方々が次の避難所に移るというのはなかなか大変なことではないかと私は思うんです。前回の台風19号の際に、町長判断で町民バスを避難の際に出していただいたんですけれども、そういう形で、もう避難が始まる前の段階からそういう移動手段として町民バスを出すのもまた一つではないかと思いますが、この移動に関してどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 原則避難の場合については、公共交通機関を使ったりというのが一応原則ということでお願いしているという状況にはなってございますけれども、この前の台風19号の際には、大ケロの河川堤防の掘削等々が見受けられたということで、緊急事態での判断、あとは職員の身の安全を確認した際の部分で、やむを得ない部分でバスのほうを出したという形になってございます。ただ、今後の避難の部分につきましては、やはり今までどおり、先ほども澤山議員さんのほうには説明をさせていただきましたけれども、駐車場の確保等もかなり、確保の見込みもできているという部分もあるのと、やはり避難する際に、やはり一人一人だけではなくて、先ほど菊池議員さんおっしゃられたようにいろいろな地区の集まりとかそういった形で、地区での集団避難の考え方等もございますので、やはりそこは自助の形で力のほうをお借りしながら、そういった部分でのお話し合いのほうは今後ちょっと自主防災組織さんとも詰めていきたいとは思ってございます。

ただ、やはり原則、なかなか公共機関を使ってくださいというお願いの部分もあるんですけれども、実はバス会社のほうにも一旦バスを出せるのかという形で協議をさせて

いただいた部分はございますけれども、例えば日時等々が確定しているようなイベントであればバスの運行は可能だという話はいただいたんですけれども、災害時についてはいつ起きるか分からない部分がございまして、なかなか厳しいという御意見等も頂いているというのが正直なところでございます。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。避難所から避難所に移動するという公的なものは あるのかということに対して御答弁願います。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) すみません、避難所から避難所の部分につきましては、やはりどのくらいのスペースで避難する方々が入ったかという部分も確認しつつ、やはり避難所間での連絡等々密に取りながらそこでやっていただくという形にはなります。原則、来た方々での移動をお願いするしかないのかなというふうな形で今考えてございます。なかなか公的なものを使っての避難所間での移動の部分についてはちょっと厳しいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) それこそ避難したときに、入り口のところでばたばたしないように、迅速に対応できるように、そういった部分も本当に備えあれば憂いなしでございますので、しっかりと準備していただきたい、そのように強くこれは要望しておきたいと、そのように思っております。

それでは、3点目の再質問に移らせていただきます。

本定例会の補正予算に計上している水産業緊急支援補助金でございますが、先日の新聞報道でウニ漁を行う漁業者に1人当たり10万円の支援金を給付するとありました。正組合員130人ほどを想定していて、7月中の支給を目指すということですが、これに関しても先ほど取り上げた経済回復支援策と同様、本当に高く評価したいと、そのように思っております。しかしながら、この経済状況が続く限り、11月より始まるアワビ漁もやはり打撃を受けることは必至でございます。ある漁業者の方はウニ漁よりアワビ漁の水揚げ減少のほうが収入的に影響があるんだと、そのようにおっしゃっておりました。そのようなことを鑑みても、継続的な支援は必要ではないかと私思うんです。

先ほど産業振興課長のほうから、飲食、宿泊とともに漁業者の方へも国とか県の施策を鑑みながら決定していくんだというお話をいただいておりますので、ぜひこれも第2弾、そして第3弾と支援を考えて、検討していただきたいとそのように強く要望しておきたいと思っております。

6月より出荷量の制限は解除されました。出漁回数の制限はいまだに解除されないままであるんですけれども、漁業者の救済措置として、コロナ禍以前より取り組んでいた6次産業化、また消費販路の拡大を漁協と連携して加速させていくべきと私思うんですが、御見解をお聞かせ願いたい。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。議員のおっしゃるとおりでございまして、今後、今回のコロナだけの問題ではないとは思います。近年に及ぶ磯焼けの問題であったり、生産物を6次化する、付加価値、高付加価値を与えるというような展開につきましても、漁協、それから関係機関とともに、今回ビー・トゥー・ビーというか、町外になかなか飲食店が閉まっているものですから発出できないところもございますが、今後につきましても多角的にいろいろな展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) ぜひこの状況を打破するために、漁協と連携して取り組んでいた だきたいと、そのように思っております。御答弁の中に、設備投資や運転資金など1次 産業従事者の融資制度活用支援についても検討を進めると、そのように御答弁の中にあ りましたけれども、この融資制度活用支援ですけれども、利子補塡などは現段階で考え ておられないのか、その辺いかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。5月8日の臨時議会で補正いたしましたおおちゃん融資制度、こちらは中小企業向けでございまして、1次生産向けではございません。県のほうで実は漁業系維持安定資金利子補給という制度をこのたび拡大して設けたわけでございますが、こちらに関しましても、マリンバンク等と、本当に利用者がいるのかどうなのかというところを含めまして、今年度末までに補正はいつでも対応可能でございますので、状況を見つつ検討してまいりたいと思ってございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) ぜひ検討願いたいと、そのように要望しておきたいと思います。 それと、持続化給付金の申請なんですけれども、インターネットでの申請ということ で、サポートしていただきながらの申請であれば釜石市の市民文化会館TETTOにて 可能だということなんです。私この間商工会に行って、いろいろ詳しく聞いてきたんで

すけれども、これ、サポートというのは、確か5月22日、商工会において講習会的なものをやったというふうな話は伺っているんですけれども、これはサポートしていただきながら手続をするという形には商工会ではできないんでしょうか。いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今議員がおっしゃったとおり、今TE TTOで申請支援を行ってございます。そして、予定でございますが、商工会の会場に おきまして申請支援会みたいなことを今執り行おうとしてございます。こちらは国の補 助で行おうということでございまして、詳細が決まり次第、商工業者、それから漁業者、 これを申請する個人事業者の皆様にも広く通知してまいりたいというふうに御案内して まいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) ぜひよろしくお願いいたします。

それでは4点目の再質問をさせていただきますが、相変わらずこのICT関連のお話となると町としても消極的な答弁が大変目立つわけでございます。テレワークに関しても、総務省で補正予算に盛り込んだ事業としてテレワークの導入を検討している自治体の相談に乗る専門家を増員、またパソコンやタブレットの購入など、導入に必要な経費についても財政支援するというお話があります。もちろん町民との対面サービスが多くて膨大な個人情報を扱うため、セキュリティーの部分でも費用面などの問題があるのも重々承知しているんですけれども積極的に取り組んでいくという姿勢があれば、例えば専門家を招いて勉強会を開くとか様々な取組方があると思うんです。答弁の終わりに、今後も国や県の動向に注視しつつ総合的に検討を進めてまいりますと、大変きれいにまとめているんですけれども、全く熱意が伝わってこないんです。このコロナ禍において、テレワークによって町職員の感染リスクを減らすことが、すなわちこれ働き方改革にも大変つながっていくわけでございます。そういった取組を実践するのは新型コロナウイルス感染者が出ていない、まさに今しかないと思うんです。これ、御答弁お願いします。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) 消極的な回答で大変申しわけないんですけれども、基本 的には先ほども言ったとおり、まずテレワーク、実際業務としてまず何ができる、でき ない、その辺も当然分析しなきゃなりませんし、また国ではお金の面を見るとか、今言 ったように勉強会をしてもいいですとあるんですが、実際問題今言ったとおり具体的に

町の業務として何がテレワークに適し、何が適しないか、また、今言ったとおり例規上 で労務管理をどうするのか、その辺も全然見えていないのが現状でございます。

また、今言ったとおり、これはネットでも出ているんですが、在宅勤務したときにそ の光熱水費は誰が見るのかとか、通勤手当は誰が見るのかとか、いろいろ様々な課題が 出ているのが現状、いろいろ出てございます。そこら辺を、まず私どもとしては具体的 に何が課題で、今言ったとおり、何がこれだったら解決ができるか、テレワークとして 何の業務だったら進めるのか、その辺をまずはきちっと見極める必要があるということ から、確かにきれいにまとめていると言われてはしまいましたが、国とか県が具体的に どういうふうに示してくるのかも、こちらとしては当然課題等は私どもとしても、個人 的にというか、町としても研究はしますが、そういったところの整理建てをきちっとし ないと見切り発車のようなテレワークを始めてしまうと、先ほども申しましたが、セキ ュリティー対策でこれもネットのニュースなので不確実な話ではあるんですが、自分の パソコンを利用して業務をさせたという会社もあるようなんですが、そのときにもしこ れが漏えいとか業務で何かとなったときのセキュリティーの対策もきちっと取ってない がゆえにとんでもないことを起こしてしまうというようなこともございます。今はネッ ト時代ですので、様々なハッカー等もおられますので、そういったところを多々分析し、 研究し、それからというような形の答弁になります。それが、議員からは消極的な回答 だと言われればそれは何とも言いようがないんですが、そういったところを見極めた上 で進めてまいりたいというのがこの考え方の答弁でございます。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) この役場内で、庁内で答えが出ないんであれば、当然これ外部から専門家なりを招いて勉強会とかをするの、外部の意見を必要とするのは当然じゃないんですか。中で答え出ないんですから。しっかり対応お願いします。これ時間ないので飛ばしていきますけれども。

この3点目の大きい3つ目の街頭、防犯灯の整備についての再質問でございます。

まず、該当の設置状況について詳細に御教授いただき大変ありがとうございます。蛍 光灯ランプの寿命は約2年であり、蛍光灯照明器具の寿命は安定期がおよそ5年とされ ております。対してLED防犯灯の特徴として、20ワット蛍光灯と同等の明るさを省電 力、低コストで確保でき、4万時間、約10年間の長寿命で蛍光灯に比べてメンテナンス を軽減できるという、そういったメリットがあるそうです。老朽化が進んでいる箇所に 関しては、小規模な修繕などと言わず、倒壊や落下といった重大事故につながる前に、早期にLEDの器具に更新していただくよう強く要望したいと思うんですけれども、これ、いろいろ自治会等の絡みなんかもあると思うんですけれども、この辺のいわゆる見切りで古いと思われる器具、コストの削減なども鑑みて、これ早期に、一気には無理でも、段階を経て更新していくのは可能ではないかと思うんですが、これ御見解いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 街路灯の維持管理業務委託というのを毎年行っておりまして、昨年度は131万4,556円で、この中には管球の取替えが21個、自動点滅器の取替えが10個、それから照明器具の取替えということで、既設のものからLEDの支給品ですけれども、これの取替えが37個行ってございます。ただ、去年はちょっとこれ少なかったんですが、平成30年度は498万2,000円、平成29年度は410万円ということで、大体この3倍から4倍の形で毎年更新しているというような状況でございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 古くなった器具は、当然先ほども申し上げましたとおり、安全面での不安も残ります。ぜひ目視で調査して、目視で分かる状況でもいいので、古いやつはどんどん取替えしていただきたいと、そのように要望しておきたいと思っております。この県道231号線赤浜地内の街路灯、防犯灯の設置要望についてなんですけれども、御答弁の中で土地区画整理事業において県道の道路管理者と協議の上道路照明を設置しないこととした経緯があったという御答弁がありました。これは何でこのようなお話になったんでしょう。勉強不足で申しわけないんですけれども、ぜひ教えていただきたい。
- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) これは、赤浜地区でちょうど県道含みまして土地区 画整理事業を行っております。土地区画整理事業の基幹事業では、道路照明を設置する ことができます。なので、町内でも、町方でもつけていますし、そういった形ではつけ ているんですが、ここはたまたま、町の県道だったんですが、ここにおいてはよかった んですが、安渡に送る県道において道路照明を設置したいという話で協議したところ、 県のほうでは道路照明としては考えていないから照明をつけないということで、道路管 理者の協議は調わなかったということでつけられなかったということでございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。

- ○1番(菊池忠彦君) 大変よく分かりました。それで、私先日県の沿岸広域振興局の土 木部に実際確認したんですけれども、県の方が言うには、逆に何であの付近に赤浜地内 のあそこの通りに街灯を設置しなかったか、県のほうでも疑問だと、そのようにおっし ゃっていたんです。さらにお話を伺ったところ、交差点や横断歩道など、いわゆる危険 箇所には県が街灯を設置することになっている。しかしながら、赤浜地内においては交 差点が2か所、対象地域、設置を考えているという、時期については明言はしていませ んでしたけれども、将来的にこれは設置するんだというお話をいただきました。しかし ながら、足元が暗いなどという理由においては県道であっても町が整備することになっ ているんですと私聞いたんです。これに関しては、その辺は県と町とで協議しながら決 めていくお話なんでしょうけれども、日が暮れるのが早くなる秋以降、自転車や徒歩で 移動される方々にとっては防犯上も危険極まりないと私感じるんです。町としても地域 安全の防犯上必要と認められるとおっしゃっているわけですから、防犯灯設置及び維持 管理要綱の設置基準第4条にある「防犯灯の設置基準は別表のとおりとする。ただし町 長が特に必要と認めた場合にはこの限りではない」という、そういう要綱の中に明記し ておりました。これ町長いかがですか。町長判断でぜひ赤浜の地内に設置していただき たいと思うんですけれども、どうでしょう。
- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) この質問が出たときに、内部的に調整をして、現場の写真なんかを 見ました。大分暗くて確認はいたしました。まず、県に対しての要望は強くしますけれ ども、防犯灯という部分については町になりますし、その部分につきましては、そこに 書いてあるとおり負担という部分が、住民の方々の負担という部分が実はございますの で、しっかりとその辺は考えていきたいと思います。

適時にやはりまちづくりが変わってきた段階で人が住むところが変わってきていますので、そういう中では当初計画したときとはまた違うこともあり得ると思いますので、 きちんと柔軟な対応で図ってまいりたいと思いますので、この赤浜地区については今のお話も含めて検討してまいります。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) しっかりと対応していただくよう強くお願いしたいと思います。 去る1月に赤浜の公民館が開所式をいたしましたけれども、そのときの施工業者さん のお話で、この公民館はわざと外に明かりが漏れるように設計しているんだと、それは

災害時にこの公民館に避難してくる住民が遠くからでもこの場所が分かるようにと、そういうお話でありました。しかしながらその避難所に向かう道筋が真っ暗で危険な状況では、避難する方々も大変だと思うんです。そういったことから、災害はいつやってくるか分からない、そういう状況の中で早期に防犯灯の設置を強く要望したいと思っております。

時間がまいりました。以上で、私の質問を終わりたいと思うんですけれども、コロナ関連についていろいろ議論させていただきました。ちょっと時間が足りなくて、まだまだ議論したい内容がいっぱいあったんですけれども、それはまた次回に持ち越しということで、様々な要望も私今出しました。ただ、やはり基本的な考えとして、備えあれば憂いなし、その言葉どおり今しかできない、今しかできない準備というのもあるわけでございます。しっかりとこのコロナ禍において来る時期に向けてしっかりと準備を進めていくように、重ねてお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長(小松則明君) 以上で、菊池忠彦君の質問を終結いたします。

13時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時09分————————再 開 午後1時20分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

臼澤良一君の質問を許します。御登壇願います。臼澤良一君。

○2番(臼澤良一君) 会派無所属の臼澤良一です。議長の許可をいただきましたので、 通告に基づき質問します。

新型コロナウイルス感染症がいまだに終息が見えない中、町内経済へのダメージなど暮らしや営業、雇用への影響が深刻です。私も町民の皆様から不安な声を多数伺っております。歯を食いしばって耐えている多くの町民の皆様はじめ、事業主の皆様に寄り添って私も活動していく所存です。

それでは通告に基づき質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス対策についてです。

5月26日の一般質問通告書の締切りの段階で、この問題がどのように展開するかは検 討がつきませんでした。岩手県内や大槌町においては、感染者が見られないものの通告 時以降も国内の感染者が発生し続けており、この件はしっかりと取り組むべきものであると考え質問いたします。

まず、生活困窮者への支援拡充についてです。

新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速な蔓延による国民生活及び国 民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、新型インフルエン ザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣 言が本年4月7日に発令され、さらに4月16日緊急事態宣言の実施区域が全都道府県に 拡大されました。その後感染者数の減少に伴い、段階的に宣言が解除されてきたところ でありますが、新規感染者数の増加を懸念する声もあり、1日も早く終息の出口が見え ることと、治療薬の開発を願うばかりです。

大槌町内の商店街におかれましても、感染症対策に呼応し、4月20日から5月6日までの期間、営業自粛を余儀なくされたところもあります。政府はウイルスの蔓延とともに密閉、密集、密接の、いわゆる3密を避けようと呼びかけている中で、営業を再開しても以前のように客足が戻らない厳しい経営状況にあると見受けられます。大槌町では去る5月8日開催の第3回臨時会に、大槌町新型コロナウイルス感染症緊急対策として、13億1,892万円を提案し、全員一致で可決しております。1日も早くこの予算が町内一人一人に、そして事業経営者に行き渡ることを願っております。しかし、新型コロナウイルス感染症が終息しても経済は一気に回復できるわけではありません。また、終息するまでは時間がかかります。雇用などの悪化が継続する中でセーフティーネットを利用する人たちの増加も懸念されます。そこで、生活に困窮する方々への手厚い支援が必要ではないかと考えられますが、町当局の支援策についてお伺いします。

次に、生産者への支援のあり方についてお伺いします。

新型コロナウイルスの影響は1業種だけの景気の問題だけではなく、様々な業種が連動していることを実感します。第1次産業も同様で、品質の高い商品を生産しても販路を失い途方に暮れている生産者もおります。大槌町の農林水産業に従事する方々の切実な声を聞いているのは私だけではないはずです。去る5月8日に可決成立した補正予算には、生産者を対象とした支援が見当たりませんが1次産業に携わる方々の現状を見ますと、ぜひ支援の手を差し伸べる必要があると思いますが、御見解を伺います。

次に、SDG sの取組について御質問します。

1点目として、SDGsの推進施策について。まず、SDGs、いわゆる持続可能な

開発目標の理念に基づく町政運営についてお伺いします。議会でも度々先輩議員が質問されておりますが、私からも改めて質問させていただきます。

SDGsは、2015年の国連で決められた国際社会の共通目標です。2016年がスタート年であり、2030年までの15年間に誰一人取り残さない社会の実現を目指し、持続可能な世界の達成を目指し、17の目標とそれを達成するための具体的な169のターゲットと232の指標で構成されて、誰も取り残さないための人間の安全指標とも言われております。自分たちさえよければという利己的な豊かさが地球環境の生態系を消耗し続け、社会や経済の面でも深刻な問題をもたらし、様々な領域で脆弱性が高まっているものと認識しております。その上、SDGsは、一部の人だけが豊かさを享受する社会が本当に豊かな社会と呼べるのかという根源的な問いも突きつけております。限られた自然、資源や富を町の人たちや将来大槌町を担う人たちの間でどのように公正に配分するか、そのためにどのような社会制度を構築するかが問われております。このため、誰一人取り残さないというSDGsのスローガンの下、資源や富の公正な配分の問題など深く考えることが重要です。このような問題の解決に当たっては、専門家や町当局が専門的な知見を駆使してトップダウンで解決策を提示すべきと考えがちですが、グローバル社会の今日、世界各地で起こっている問題は環境問題であれ経済や雇用の問題であれ、私たち一人人が何らかの形で当事者になっていることを忘れてはいけません。

昨今、国もSDGsを強烈に推進しているためか、様々な会合や現場に行くとSDGsの議論が重ねられておりますが、きわめて抽象的であり、具体的なことが見えていないというのが実感です。さらに、国民の約半数以上が詳細を理解していないのではないかとも言われております。SDGsの推進も新しい価値観を生む重要な取組だと思いますが、第9次大槌町総合計画にどのように位置づけていこうとしているのか、町長の御見解をお尋ねします。

2点目として、ブルーカーボンオフセットの導入検討についてお伺いします。

環境省では2018年4月17日に閣議決定した第5次環境基本計画において、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsやパリ協定といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境、経済、社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した地域循環共生圏を提唱しております。地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自律分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより地域の活力が最大限に発揮されること

を目指す考え方です。さらに、農山漁村も都市も生かしながら自然も経済も持続可能な社会づくりを目指すことも目的としております。この共生圏構想に基づき、横浜市と再生可能エネルギー資源を豊富に有する久慈市、二戸市、普代村、野田村を含む岩手県北広域振興局管内の自治体、9市町村は、本年2月6日、脱炭素社会の実現を目指して再生可能エネルギーに関する連携協定を締結しております。この協定に基づき、普代村では昨年1年間に水揚げされた養殖ワカメや昆布約1,765トンのCO2吸収量が58トンになるとの認証を受けたと伺っております。1トン当たりの吸収量は8,000円で、46万4,000円が村の収入になるとのことです。CO2吸収量を買い取る企業や団体は、環境保全活動としてPRができ、自治体は収益を養殖業活性化などに充てられる相互利益の関係を構築することが可能です。

大槌町では第9次総合計画において、大槌の自然を生かし継承する1次産業の実現を 基本施策に掲げておりますので、ぜひカーボンオフセットの導入を検討すべきと思われ ますが、御所見をお伺いします。

次に、環境行政についてお伺いします。

まず、環境月間の取組状況についてです。

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された 国連人間環境会議の際に日本の提案を受けて6月5日を世界環境デーと定めております。 日本では1993年11月、環境政策の根幹を定める基本法として環境基本法を定め、以来、 環境省の主唱により6月の1か月間を環境月間として全国で環境、自然保護の重要性を 認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われております。大槌町においても昭和 48年10月制定の町民憲章に「自然を愛し自然を大切にしましょう」と明記しているほか、 第9次大槌町総合計画にも自然環境の保全に努め自然と調和した快適な住環境の町を目 指すことを基本構想に掲げております。私が参加している団体でもこの環境月間中に、 密閉、密集、密接の3密を避けながら自然観察会や環境パネル展など啓発行動を展開し て、広く環境の重要性を周知する計画を立てております。

そこで、大槌町における本年度の環境月間の取組内容と周知状況についてお尋ねします。

2点目として、森林の公益的機能の啓発についてです。

日本は国土の7割が森林に覆われた世界有数の森林国です。私たちは古くから森の恵 みを受けて生活してきました。私たちにとって森林は木材やキノコなどの林産物を生産 する資源の場となっておりますが、そのほかにも土砂災害等を防止する国土保全機能、 渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、私た ちが安全で快適な生活を送るために欠かせない多くの環境保全機能を果たしております。

現在では地球温暖化防止が喫緊の課題となっておりますが、森林が二酸化炭素を吸収、固定、貯蔵することによる地球温暖化防止機能が大きな役割を担っていることは御承知のことと思います。森林の持つ公益的機能を貨幣価値に換算した林野庁の調査によりますと、2000年の年間評価額が約74兆9,900億円と試算されているとの結果が公表されております。さらに、2002年の岩手県林業技術センターの研究成果では、岩手県の森林面積117万1,446へクタールの評価額は2兆7,663億円、大槌町の森林面積1万7,616へクタールの評価額は420億円と評価されております。身近にある当たり前と思っている森林ですが、人間が生きていくためにはなくてはならないものです。この評価額を増やすのも減少させるのも私たち一人一人の環境や自然保護に対する意識や行動にかかっております。森林の持つ公益性や森林保全の大切さなどについて機会あるごとに情報を発信し、広く町民に訴えるべきと思いますが、御所見を伺います。

以上で、壇上からの質問は終わりますが、時間があれば再質問させていただきます。 御清聴ありがとうございました。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 臼澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、生活困窮者への支援拡充についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響により、生活が困窮されている方への支援でありますが、 岩手県社会福祉協議会において生活福祉資金の特例貸付けとして緊急小口資金の制度を 創設しております。これは、1世帯につき1回限りで10万円の範囲内としており、また、 世帯が4人以上ある場合や感染者や要介護者がいる場合は最大20万円まで無利子で借入 れできる制度であります。また、食料品が調達困難な場合はフードバンク制度を利用し ていただくことも可能であります。現在、保健福祉課のほか大槌町社会福祉協議会で新 型コロナウイルス感染症に関する電話相談を行っていることから、関係機関と情報や連 携を密にして対応に取り組んでまいります。

次に、生産者への支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は特定業種だけではなく、経済のみならず社会全体に多大な影響を与えているところであります。これまで町では、

JA花巻農協や新おおつち漁協などからも新型コロナウイルス感染症の影響について聞き取りを行ってまいりました。その結果、農業では主な生産物の作付が始まったばかりであり、現時点での出荷量も少なく、生産に影響は少ないものの、肉用子牛の価格等については影響が出ているというところであります。水産業ではウニ漁において出漁制限、出荷制限が発出されていることなどを把握しているところであります。また、産直施設等においては営業時間の短縮などにより売上げが前年比の七、人割となっているとの情報もいただいているところであります。特にもウニ漁については、6月以降1回当たりの出荷制限が緩和されるものの、漁期を通じて漁業者の収入減少は確実であり、町と新おおつち漁協において協議を行い、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の追加措置として本定例会の補正予算に水産業緊急支援補助金を計上しているところであります。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除されましたが、感染者が報告されていない大槌町においても経済への影響は広範囲かつ甚大な状況であると認識をしており、今後も町内事業者に寄り添い各種金融機関や関係機関から御意見をいただきながら、状況に応じて追加支援策を検討するなど経済の回復に向けた取組を進めてまいります。

次に、SDG sの推進施策についてお答えをいたします。

初めに、SDGsの目標やターゲットは、国家として取り組む国際社会全体の開発目標であることから、自治体として取り組む際には各地域の実情に合わせて落とし込む必要があり、都道府県や政令都市の総合計画などでは、世界最大組織である都市・各自治体連合が提唱する取組方針を参考に、総合計画に関連づけて取り組んでいる状況であります。

大槌町においては、震災の被害により人口減少の加速化と少子高齢化の進展やそれらによる経済規模の縮小など様々な課題があり、これらの課題解決に向けた長期的な計画を第9次大槌町総合計画で令和元年度からスタートしております。その中でも、持続可能なまちづくりを目指し、町の将来像を「魅力ある人を育て、新しい価値を創造し続けるまち大槌」として示しております。これは総合計画を構成する各施策の方向性をSDGsの理念と重ねると、そのスケールは違うもののSDGsの達成に向けた取組に資するものと考えており、総合計画を着実に推進することがSDGsの達成を目指すものと考えているところであります。

次に、ブルーカーボンオフセットの導入検討についてお答えをいたします。

カーボンオフセットの取組は、壮大な地球温暖化対策の1つの取組であり、温室効果

ガスの削減の間接的な取組であると認識をしているところであります。当町では総合計画の第4章において、「安全性と快適性を高めるまちづくり」を掲げ、良質な自然環境の保全と環境衛生の向上を基本施策としております。具体的な取組としては、釜石広域ウィンドファーム事業を通じて地球温暖化対策を推進しているほか、リデュース、リュース、リサイクルの3Rの取組によるごみの排出抑制を通じて、循環型社会の形成を推進しているところであります。カーボンオフセットの取組については、先進事例を通じて制度等調査が必要と考えているところであり、今後の課題と捉えるところであります。次に、環境月間の取組状況についてお答えをいたします。

当町における本年度の環境月間の取組内容と周知状況につきましては、北海道、青森県、岩手県、秋田県の共同で取り組む環境月間中に、「テレビやゲームを消して、読書・読み聞かせ等により環境のことを考えてもらう運動」の一環として、町立図書館において環境月間中に環境関連図書に関するコーナーなどを設けており、周知については環境月間啓発ポスターを役場庁舎、大槌町文化交流センターおしゃっち、町内小中学校に掲示して周知を図っているところであります。また、環境省において、平成19年度から不法投棄等発生させない環境づくりを強化していくための取組として、5月30日ごみゼロの日から6月5日環境の日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定をしております。町では不法投棄が多く確認される筋山シーニックラインの不法投棄ごみを回収し、環境美化活動に取り組んでいるところであります。実施時期につきましては、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」期間中は青葉が茂り不法投棄されたごみの確認が困難なことから、4月下旬に実施している状況であります。

次に、森林の公益的機能の啓発についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、森林は水源涵養機能、国土保全機能、地球温暖化防止機能、環境保全機能など、私たちの生活に多様な恩恵をもたらしております。一方、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が全国的に問題になっております。このような状況から、平成30年に成立した森林経営管理法を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源として国は市町村に対して森林環境譲与税を交付しております。

森林環境譲与税の使途は間伐などの森林整備のほか、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされており、市町村等はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないとされております。町といたしましては、今後森林経営管理における意向調査等を推進するとともに、森林の公益的機能の啓発等につ

いても森林環境譲与税の活用検討を行い、それの使途についてもインターネットや広報 等を活用して、公表、周知を行ってまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、関連質問をさせていただきます。

まず、順を追って、新型コロナウイルス感染症の支援体制についてです。生活困窮者の支援については、無利子とはいえ貸付けであれば返さなければならない。ですから、例えば給付のような、給付、そういうような支援制度はないんでしょうか。貸付けではなくて、お金を支援をする、給付するような、そういう制度はないんでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症におきます生活等の状況が悪化といいますか、厳しい状況にあるというものに関しましては、既に御承知かと思いますが、国のほうの政策として特別定額給付金でありますとか、あと児童扶養手当の上乗せの制度、あるいは労働環境が休業、あるいは在宅等に切り替わったことによる減収によりますものに関しましては雇用調整助成金等がございます。

今後現在はコロナの解除宣言がなされたところであるものの、一方では第2波が懸念されている部分もございます。今後も引き続き経済、生活状況等を情報を細かに収集しながら必要に応じた形の支援策を講じていきたいというふうに考えております。なので、現時点では町独自での支援というものは考えてございません。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) ありがとうございます。5月11日から特別給付金のオンライン申請が始まったということですが、これ、去る5日の町長の行政報告によりますと給付率が87.8%というお話がありました。申請方法で口座への振込ということですが、例えば口座を持っていない方、もしそういう方がいた場合は、口座を新規開設しない方への対応というのはどのように考えているんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参与兼総務課長(三浦大介君) お答えいたします。口座を持っていない方の場合を想定 いたしまして、資金前渡でお金のほうも現金で支給できるような対応という形は考えて おりましたが、今まで現金で支給という形の方は現実おられませんでした。全て口座に

振込という形で対応してございます。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 了解しました。ぜひ、口座を持っていない方にはそういう配慮を お願いしたいと思っております。

それから、コロナをずっと、これからも長引くんじゃないかと思っています。今後、 生活福祉資金の貸付け等が増加するのではないかと懸念していますが、例えば、県を通 じて国に対してさらなる働きかけというのは、そういうことは考えていないんでしょう か。

- ○議長(小松則明君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。岩手県社会福祉協議会のほうで、通常的には生活が一時的に苦しくなった場合に貸付けする制度として生活福祉資金がございます。今回新型コロナウイルスの感染症として、特例での貸付制度として貸付け上限額20万円まで上乗せしているものがございます。ちなみに、この貸付利子に関しましては、無利子ということで据置き1年償還2年以内というふうな設定でございまして、現時点で大槌町内におきます新型コロナウイルス感染症による緊急小口資金の相談件数に関しましては、3月以降5月末現在で18件の相談がございます。そのうち貸付け実行まで移った部分は7件でございますが、やはりその状況等確認をしていきますと、特例定額給付金がもらえるということで相談はしたものの申込みを一回取りやめたというふうなお話も実際入ってございます。今後も引き続き先ほどの答弁させていただきましたとおり、町民の皆様の生活状況を小まめに集めながら必要とするべく支援策を講じていきたいと、このように考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) よろしくお願いします。

それから、コロナの2点目として、生産者への支援についてはウニ漁の従事者について10万円の給付と本当に私もこれを高く評価しております。しかし、農業とか漁業の1次生産者の声とか、そういう役場の方々もその声を十分身にしみて感じていると思います。誰であれ、どのような理由であれ、暮らしがコロナに脅かされるような状況をなくすことが感染症対策として必要不可欠な前提条件であると、そのように私も認識しています。本当に困っている人に手を差し伸べるというのが行政の責務だと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

ちょっと2点目のSDGsの取組についてです。ちょっと私、もう少し前向きな答弁を期待しておりました。今回新型コロナウイルスの感染症の体験から、エネルギーとか食糧、水、もう本当に産業資材など全ての資源消費を最小化するための生産方法とか生活様式、これが本当に私は根底から変えていくことが求められているのではないかと感じています。町長も世の中の価値観が少しずつ変わっているということはもうお感じになっているのではないかとそのように私は推察しております。

昨年7月に仙台で開催された東北6県の代表校による東北地区高校生のSDGsセミナーというのが仙台でありまして、岩手県の代表として大槌高校さんが参加しています。その中で持続可能な社会について学び、環境をテーマにしたワークショップに参加して活発な意見を述べております。ですから私は、大槌型グリーンアピール、いわゆる大槌型環境政策を立ち上げるぐらいの意気込みが町長の答弁に欲しかったと思っていました。本当に地方の時代と言われて久しいわけですが、私は今がチャンスじゃないかと思っています。御承知のとおり陸前高田市では昨年7月にSDGsの未来都市に岩手県で初めて認定されております。先ほど質問したとおり、普代村、久慈市、二戸市の県北9市町村ではブルーカーボンオフセットの取組を始めております。

町長は、答弁で震災の被害が様々な課題が山積していると述べました。そうであれば、なおさら国連で定められた国際社会の共通目標であるSDGsの推進に取り組むべきものと考えます。将来世代の持続可能な豊かな社会のために、大槌は世界標準を見て未来にかじを切った、そのように言われるような姿勢を示すべきだと思いますが御意見があればお伺いしたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) ありがとうございます。積極的な環境行政をという形で私たちもやはりSDGs、様々に本を読んだり様々にわたっておりますけれども、なかなか全体的なものになっていないという状況はあります。しかしながらやはり持続可能な社会開発というような形になりますので、ぜひその精神についてはしっかりと計画の中に、今回の第9次の中には明文化されておりませんでしたけれども、やはりそれをしっかりと考えた中で第9次の計画も運用、実施計画の中にもそういう取組をしていきたいと思います。

自然災害があって、この前も出ていたとおり、様々な取組として、やはり環境を大事 にするという取組がなされております。大槌高校もありましたし、イトヨのこととか、 様々なことも取り組みながらということになりますが、それを総合的に俯瞰できるような取組をしっかりとしていく必要があるだろうと思います。今のところ復興を完遂するという取組ですから、臼澤議員お話のあったとおり、今こそ機会だと、その機会だというのは十分分かりますけれども、やはり復興計画をある程度まとめてその方向性についてはこれからの課題ということでしっかりと受け止めながら取組を進めてまいりたいと、こう思います。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 力強い御意見ありがとうございました。町長がそういう理念の下でこれからもしっかりと取り組んでいただければと思っています。

次に、ブルーカーボンオフセットのことについてお尋ねします。第9次大槌町総合計画の第2部にまちづくりの基本構想には「おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現」と記されています。ですから、大槌町の地域資源である海を最大限活用しながら、他の地域、これは要するにカーボンを出している、排出している地域と連携しながら、脱炭素社会の実現を目指して再生エネルギーに関するプロジェクトなりできないものなのかと提案したつもりです。

大槌町が持つ海も、それからCO2を排出しているほかの都市も、どちらも生かしながら自然も経済も持続可能な社会づくりを目指す、それがブルーカーボンオフセット、またSDGsの根本であるブルーカーボンオフセットの目的です。もちろん、昆布とワカメではCO2の吸収量が若干異なるわけですが、新おおつち漁協さんから、過日行って確認したんですが、昨年度の生ワカメの生産量が427トンということです。それでもこれを単純に計算、CO2換算すると、年間14トンのCO2を吸収しているという、そういう私の試算ですね、ことになります。ですから、横浜市が現在購入しているCO2、1トン当たりの吸収量は8,000円です。これはそうすると、8,000円を14で掛けると11万2,000円ほどになります。大槌町にはワカメとか昆布だけじゃなくて、アマモなんかも生息していますので、先日この件について赤浜の東大海洋研究所を訪ねて、カーボンオフセットのことについていろいろ勉強してまいりました。向こうの若い研究者の方々も大変興味を持って、それを熱心に私の話を聞いたんですが、また横浜市の担当者も大槌町の状況をお話したら、今後情報交換を密にしながらアドバイスをしてくれると、そういうことも言われまして、幸い先ほどの答弁で調査の必要性を述べていましたが、やっぱり大槌町内では日本の海洋研究のトップ集団である東京大学の海洋研究所がございます。

新おおつち漁協も交えて、産学官でこのブルーカーボンオフセットに取り組むべきもの と私は考えていますが、改めて御所見を伺います。

- ○議長(小松則明君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(藤原 淳君) カーボンオフセットということで、このカーボンオフセットは、要は二酸化炭素の排出の、二酸化炭素は温室効果ガスということで、その排出量を出すところと吸収するほうで取引をして、総量規制を守りながら地球環境を保全していきましょうといった大きな取組なっております。当町においてはこれの先駆けにもなるんですけれども、新山高原にもある風力発電事業なんかも自然エネルギーを活用した発電事業ということで、二酸化炭素排出の削減のほうに協力して事業を進めてきているといった経過等もあります。

臼澤議員の御質問にあります、ブルーカーボンオフセットの件につきましては、先進事例ということで岩手県の県北のほうの自治体とあとは岩手県と横浜市とで行っているカーボンオフセット事業になりますけれども、このことにつきましては、やはりその枠組みであったりだとか、その仕組みであったりだとか、ちょっと私どもまだちょっと今勉強不足ですので、これから少し勉強が必要なのかなというふうに考えております。

当町には海洋のほうでワカメの養殖、昆布等の生産等もございますので、そういった 資源がございますので関係するそういった生産者の方々といろいろとお話合いをしなが ら、その辺の仕組みづくりを調査していく必要性はあるというふうに認識しております。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 確かに新山には風力発電所がありまして、自然の風を使って発電をしているという、向こうは、陸は緑ですので、グリーンカーボン、海はブルーカーボンと分けているわけですけれども、新山のことについては私も何度も何度も行って確認しています。

やはり大槌町は山だけじゃなくてすばらしい海もあります。それで東大の若い研究者もぜひそういうことについては知恵を貸します、一緒にがんばりましょうという温かいエールをいただいておりますので、ぜひ企画課長さんがおっしゃられたように、これを機会に産学官で、東京大学、もちろん役場が中心になって東大の海洋研、そして漁業関係者等々机を並べて大槌の海を生かした、自然を生かしてこれをお金に変えようと、それが漁業関係者のプラスになるのであれば、ぜひ私はこれを取り組むべきだと思いますが、改めて、課長さんのもう一度さらなる決意をちょっと。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 過日の新聞でやはり同じことが載っておりまして、仕組みとすればやはり横浜市が中心となった取組だと認識をしております。やはり自然を愛するということで第9次もつくっておりますし、それの中でお金は別として、お金は別としてそういう作用が、やはりワカメとかあるんだというようなこともありますので、これはしっかりと企画財政課のほうと調整をしながら調査をして、横浜市も人を、人材も派遣をしていただいている経過もございますから、その辺で、例えば産官学でできるかどうか、また、町単独でもそういうことができるかどうかという部分につきましても、積極的にそれについては情報収集をして何らかの形での取組を図っていければと思います。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) よろしくお願いします。横浜市の環境の担当者にも大槌の状況を 伝えてございますので、窓口はできていると思いますので、ぜひ積極的な取組をお願い したいと思っています。

それから環境行政についてですが、確かにポスターの掲示とか図書コーナーの設置、 それから不法投棄のごみ回収を実施しているということですが、新型コロナウイルス感 染が叫ばれている中で、活動にはかなり制約とか神経を使っていると思います。実は、 教育委員会の生涯学習課の出前講座のメニューを見ますと、環境に関する講座が載っか っています。今年はもう無理だとしても、今後生涯学習課と連携して、環境パネル展と かメニューにある講演会などを開催して、大槌の環境を町民各位、それから大槌町に訪 れる人たちにも知っていただくようなプランを、計画を立ててはいかがでしょうか。ど なたか御答弁をお願いします。

- ○議長(小松則明君) 町民課長。
- ○町民課長兼リサイクルセンター長(太田和浩君) お答えいたします。生涯学習課との連携した取組という内容でありますが、その御質問については今後教育委員会とも相談し、連携していきたいと考えております。特に郷土財、湧水エリア活用、湧水エリアについては町の復興計画の中で現在進められております。議員も御承知のようにこの郷土財活用湧水エリアには貴重なイトヨが生息し、また希少植物なども生息しております。このエリアは町の環境学習にふさわしい場所であり、今後湧水エリアを含めた町の自然保護等に関する啓発活動を関係課、関係団体とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) ありがとうございます。おととい、昨日の朝日新聞ですか、大槌のイトヨのことが載っていました。本当に貴重で残すべきものだという、そういうB4ぐらいの大きさの記事が載っていまして、ぜひほかに例のない、本当に注目すべきものが大槌にあるという、そういうことが載っていますので、ぜひそういうものを含めて、こんなに大切な財産があるという、それを新聞記事を見ますとガラパゴスに相当するような貴重なエリアだという新聞の記事でした。ぜひそういうものを町の財産として取り組んでいただければと思っています。

それから、答弁の中に不法投棄パトロールの実施の話を御答弁をいただきまして、不 法投棄の強化を図っているようですが、実際不法投棄のそのエリア、それから件数、投 棄量というのはどういう状況になっているのかお答えいただけると幸いです。

- ○議長(小松則明君) 町民課長。
- ○町民課長兼リサイクルセンター長(太田和浩君) お答えいたします。不法投棄のパトロールの状況であります。

不法投棄パトロールの実施についてでありますが、釜石市と大槌町、振興局、警察が連携しての釜石・大槌地域廃棄物不法投棄通報ネットワークを構築しておりまして、相互に情報共有を図っているところであります。件数等については去年についてはそういう情報共有は、通報はなかったということであります。

不法投棄の量についてでありますが、町で実施している、毎年筋山シーニックラインでの回収量を御説明いたします。今年は回収品目はタイヤ12本、ブラウン管テレビ2台、布団1個、瓶・缶・ペットボトル、その他の不燃物、燃えるゴミ等でありまして回収重量は350キロ、不燃ごみは270キロ、可燃ごみは70キロの内容であります。昨年度については310キロ、平成30年度については370キロの回収を実施しております。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) ありがとうございます。ごみの環境というのは地域の快適さに影響してくると思います。環境というのは1人が1,000歩くよりも、1,000人が手をつないで1歩歩く、それが環境を進めるための重要なことだと思っています。町民のマナーの遵守向上のためにぜひこれからも取り組んでいただきたいと思っています。

最後に、森林の公益的機能の啓発についてです。

森林環境税を活用した市の林業振興についてですが、平成29年12月22日に平成30年度

税制改正の大綱が閣議決定をされていまして、森林環境税及び森林環境譲与税がこの中で創設されています。森林環境税の使途については、市町村及び都道府県は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないと先ほどの答弁にありました、そのようになっていますが、大槌町において今年度の森林環境譲与税1,260万円を予算化されているわけですが、この使途について具体的な活用方法の検討を行うと答弁がありました。今年度ももう第1四半期も終わりそうな時期ですが、現段階での概略で結構ですので、活用方法とか取組についてお尋ねしたいと思っています。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今年度の1,260万円、これはあくまでも交付決定まだ来ておりませんけれども、1,260万円程度が来る予定でございますが、こちらに関しましては、まず意向調査の全体像、要は町内の森林の全体像をまず調査するということを計画してございまして、既に業者等には発注済みでございます。こちらに関しましては、森林環境譲与税に関しましては、今後におきましても次の展開を含めまして使途等に関しましてはホームページ等などで活用方法を公開してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) そうすると、まだ使途についてはこれから検討するということなんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えしましたとおり、調査事業を発注してございます。
- ○議長(小松則明君) 調査してそれから先の考えということで。産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) 使途は、調査事業を今年は使途として充ててございますので。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 分かりました。これからこの譲与税というのはずっと毎年続いていくと思いますので、これをずっと私は注視しながら大槌の環境保護について私も取り組んでいきたいと思っています。やっぱり町民憲章とか総合計画に掲げている構想に向けて取り組んでいくことを要望するわけですけれども、とりあえず私の質問はこれで終了させていただきます。

今後とも今御答弁されたことについては私もこれから注視してまいりますので、特に

SDGsについては先ほど御答弁されたように、これからも町長を中心に取り組んでいただければと、そのように思っています。それについて私たちも一所懸命協力いたしますので、ぜひどんどんどんどんこれから予算が限られている中、それから人員が限られている中で、これからのまちづくり地域づくりは行政だけでは絶対立ち行かなくなると思いますので、ぜひ私たちも入れて行政、そして民間、そして町民を含めて取り組まれるような仕組みづくりを構築していただければ幸いです。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(小松則明君) 以上で、臼澤良一君の質問を終結いたします。

14時25分まで休憩いたします。

○議長(小松則明君) 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。東梅 守君。

○7番(東梅 守君) 無会派の東梅 守でございます。議長のお許しを頂きましたので、 一般質問をさせていただきます。

今日の午前中から同僚議員の一般質問にありますように、今回の新型コロナウイルス 感染症については、大槌町でも大きな影響があり、重要なことと私も感じて質問をさせ ていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る支援策についてを質問いたします。

去る5月25日に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除されましたが、 感染者が報告されていない大槌町でも経済への影響は広範囲に及び大変な状況と感じて おります。5月8日開催の臨時会では、各種の補助金、助成金、支援金などの計上され た補正予算が可決されましたが、まだまだ十分な支援とは言えないと思うことから次の ことを伺います。

1番目に、各種補助金、助成金、支援金への現在までの申請状況について。

2つ目に、各種補助金、助成金、支援金制度に該当せず困っている個人事業者の方も あると思われますが、その方々への支援策について。

3つ目に、他の自治体の中には出身学生への現金給付や特産品支援などを行っている ところもありますが、先の臨時会前の全員協議会、常任委員会でも要望いたしましたが、 当町出身学生への支援はどのように検討されてきたのかをお伺いいたします。

大きな2つ目として、防災についてお尋ねをいたします。

近年に発生した台風や低気圧による豪雨や強風などで、当町においても被害がありましたが、台風や強風、豪雨などの災害発生時によく見受けられるのが倒木です。主要な 公道に倒木が発生すると住民の避難や消防などによる救助活動等の支障になることから、 日頃から予防策を図るべきと考えますが、当局の見解を伺います。

また、公営住宅に住む方からは、立木が家に近く危険を感じるとの声もあります。町内には公営住宅に限らず、山に接したところに立つ住宅も多く、そこには当然多くの方が暮らしております。現状では、個人所有のものに交付金を充てて伐採等の倒木対策や倒木等の処理を行うことは難しいのは分かっておりますが、せめて公の場所においては何らかの対策を講ずるべきと考えますが、当局の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、特別定額給付金の申請状況についてお答えをいたします。

国民1人当たり一律10万円が給付される特別定額給付金に係る当町の対応につきましては、去る5月11日からオンライン申請を、5月20日から郵送分の申請受付を開始しております。国が定めた基準日4月27日時点における当町の世帯数は5,319世帯であり、6月3日までの申請状況はオンライン申請が34世帯、窓口申請が568世帯、郵送での申請が4,253世帯の合計4,855世帯であり、申請率は91.3%となっております。また、給付につきましても、4,668世帯への振込を終えており、給付率は87.8%となっております。今後も申請を受理したものにつきましては、速やかに給付できるよう対応してまいります。

次に、産業振興分野における各種補助金、助成金、支援金の状況についてお答えをいたします。

去る5月8日に開催された臨時議会において承認をいただきました、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的に影響を受けている事業者の方々への経済対策、支援策について、5月29日現在の申請状況を御報告いたします。観光、飲食客の減少及び関連産業の低迷による事業者に対して、従業員者数によって事業規模を算定し、当面の資金などに対する支援金を給付する中小企業事業継続支援金は、5月12日より受付を開始し、申請から10日以内に支給しております。支給状況につきましては、支給対象事業者105件

のうち93件から申請があり、6月1日までに91件の支給を決定しており、給付率は86.7%となっております。小売業、飲食業、宿泊業及びサービス業のうち、条件を満たす中小企業者に対し、事業の継続を支援するため岩手県と連携し家賃を補助する大槌町事業者家賃補助金は、6月1日より申請の受付を開始しております。失業の予防及び雇用の安定を図るため、国の雇用調整助成金の支給を受ける事業主に対し助成する大槌町雇用調整助成金については、申請件数はゼロでありますが、今後申請が見込まれることが予想されます。

次に、さらなる支援策の検討についてお答えをいたします。

町では5月8日に開催された臨時議会において承認されました新型コロナウイルス感染症の経済対策支援策のほかに、新たに市場流通の停滞を起因して発出されたウニ漁の出漁制限及び出荷制限により収入が減少した漁業者を支援するため、本定例会の補正予算に水産業緊急支援補助金を計上しております。このほか個人事業主などの中小企業者の皆様が必要な事業資金を低利で受けられるよう、取扱銀行、金融機関から受けたおおちゃん融資制度の対象となる、岩手県制度融資に対して、町が利子の全額及び保証料の全額を支援しております。また、町の個人事業主などが国の持続化給付金や雇用調整助成金の申請サポートなどを大槌町商工会と連携を図りながら取り組んでまいります。今後も町内事業者に寄り添いながら、関係団体等から御意見をいただきながら経済対策に向け連携し取り組んでまいります。

学生への支援につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、防災についてお答えをいたします。

台風等の豪雨や強風などによる倒木の発生については、日頃からの整備と維持管理が必要であると考えております。有事の際、住民の避難や消防などの救助活動に支障をきたすことなく円滑な避難行動に資するため、災害時の避難路となっている林道等につきましては、定期的にパトロールを行い、倒木等の異常がないか確認しているところであります。また、災害公営住宅付近の立ち木の件につきましては、議員御指摘のとおり私有地に対し公金を充て行政が対応することは困難なことから、これまでも私有地で起こった問題などは持ち主自身で安全対策などを講じていただいてきたところであります。

なお、町有地においては入居者からの情報提供や定期的に町営住宅の巡回を実施するなどして、危険箇所の把握に努め、住宅施設や入居者に危険を及ぼすものに対しては事前に対応を図ってきたところであります。自然に生育する立ち木については、特段の対

応を行う方針はありませんが、より一層注意を払って巡回を行うなど入居者等の安全対策に務めていきたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(沼田義孝君) 次に、学生への支援についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ほかの自治体において地元出身の大学生等への修学支援策並びに生活支援策が行われていることは認識しております。近隣の教育委員会に確認したところ、大学生等に対して給付金を支給する自治体もありましたが、多くの教育委員会では既に受付を終了している本年度の貸与型奨学金制度に関して再度受付を開始するという修学支援策を講じるとのことです。当町においても無利子の奨学金の受付を随時行うこととしており、修学意欲はあるものの経済的に困窮している大学生等を支援していきたいと考えております。

なお、各大学においても支援策が講じられております。5月1日現在で学生への給付を決めた大学は90校あります。県内の大学においても例えば岩手大学ではアルバイト収入の減少等により生計維持が困難となった学生を対象に5万円が支給されます。また、授業料の免除申請も実施されています。県立大学では最大20万円が給付されます。去る5月25日に緊急事態宣言が全国に解除となりましたが、長期戦になることも見据え必要な支援策を講じられるよう引き続き情報収集に努めてまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 順を追って再質問をさせていただきます。

まず、感染症に係る支援策についてであります。

どうしても国の施策を受けて対応とならざるを得ない現実に、正直遅い、遅すぎると感じてしまうのは私だけではなかったかなと、多くの方が思ったんではないでしょうか。この議会中継を御覧になられている町民は限定的でしょうけれども、どれだけの人が1日も早い終焉を待っているか、そして待ってきたかです。まさに政治、そして議会の果たす役割がいかに大きいのかを今回は感じさせられたところでもございます。10万円の給付に関しては、今となっては何とも言えませんが、かなりの高い数字を見る限りでは給付率を見た上では、やっぱり町民の多くが待っていたんだというところではないでしょうか。他の自治体ではその国会の1次補正を待たずしてスタートを切って準備していた自治体もあったように見受けられます。大槌町ではゴールデンウィーク明けの準備という形になって、他の自治体よりも遅れを取ったかなという感じを受けたのは私だけで

はなかったんではないかというふうに感じております。また、昨日、政府から第2次の 補正予算の上程もされているみたいです。この後に、もしかすれば第2弾として給付と いう形もあるのかなというふうに感じております。そういうときには、大槌町は先回り をするような形で、ぜひその取組を進めていただければと思います。

先ほどの答弁で、雇用調整助成金の申請件数がゼロと報告をされておりました。一部の事業者からは書類製作の煩雑さに閉口し、もっと簡略にできないかという声も聞きました。また、役所の手助けがあってもよいんではないかと、これについては今日の一般質問、同僚議員からの中でも今後釜石のTETTOで行われているやつを商工会のほうでも行うと、準備を進めているというところであります。ぜひ、これを円滑に行うためにも、さらなる具体的な取組をどのようにしていくのかが大事になってくると思います。それで、現在この準備に関して、商工会のほうとどのようなやり取りをしているのか、もしあれば教えていただきたいです。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。先ほど菊池議員にお答えいたしました 持続化給付金の件でございまして、今こちらに東梅 守議員が御質問だったのは雇用調整助成金でございます。実は、雇用調整助成金も申請窓口がハローワークでございまして、おっしゃるとおり申請が複雑であると、それで実は、県の、商工会のほう県連のほうを通じて社会保険労務士がサポートに当たるという説明会を商工会のほうで開催する予定でございまして、もし回数が増加、例えば3回だったのが4回とか5回とかという御希望があれば町のほうも支援しますということで、商工会のほうとは密に連携を取ってございますので、まず最初は県連の、通常ベースの相談会から始めて、増設が必要であれば、増加が必要であれば町のほうとしても相談に乗ってまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 大変丁寧な答弁ありがとうございました。私のほうの質問のほうがちょっとずれていたかなというふうに反省をしております。また、この答弁の中に、条件を満たす中小企業者に対しとありますが、国が示すように売上げの半分以下というかなり厳しい縛りが、事業者には大きな足かせとなっているのではないかというふうに私は感じているんですが、町のほうが言うこの条件というのはそれと同じなのかどうか、その辺をもし、この条件、その内容はどういうものであるかをお知らせいただければ。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) こちらの制度に関しまして、県と協調する制度でございまして、5月8日に補正予算で組んでございますが、条件でございますが、これは今年の4月から9月のいずれかの一月の売上げが前年同月と比べて50%以上減少したものであること、それから、あとはちょっと詳しくはだらだらと長くなるので申し上げませんが、補助対象業種がございます。全ての業種がいいというわけではございません。ですが、先ほど申しましたとおり、4月から9月の半年間において、言い方がちょっとあれなんですけれども、いずれかの月が半分以上になるということが1か月でいいんです、1か月でいいのでそこを調整、言い方がちょっと悪いですね、調整すると補助が受けられるということでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) そうなんですよね。その1か月、50%以下になれば受けられるという、これはあまり言いたくないのでしゃべりません。それを受けるために休業したという話もちらほら聞こえてきておりますので、どうなのかなというふうに私は感じたわけですが、このセーフティーネットに引っかからない業種もあったわけですよね。対象とならない業種、そういうところでも売上げが大きく減少して、本当に大変だと、従業員を雇用していくのに大変だと。この先が見えない状況にあってどうしたものかという声が聞こえてきております。こういうところの声がなかなか届きづらいのが現実ではないかと思うんですが、担当課としてそういった該当しない業種に対する聞き取りとかそういった部分を商工会を通じてでも構わないんですが、これまでやられてきたかどうか、その辺をお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。4月以降でございますが、町内の25業者、業態はそれぞれ違いますがヒアリングを行ってございます。もちろん商工会、それから金融機関、先日も町内の金融機関の支店長さんともお話し合いをした上で状況をお伺いしてございます。それから、セーフティーネット、保証4号、5号ということがございまして、こちらは中小企業借入れできる、今回のコロナに対して借入れできる認定制度があるんですがそれは認定するためには町を1回経由しなきゃないんです。いろいろな業種の方の状況が、私どものほうでもつぶさに分かるような状況にはなってございます。ですが、こちらに関しましては、復興事業の終焉と今回のコロナが重なっている

という時期もありますので、一概にコロナの影響だけで収益減少になっているかどうか はまだ定かではございませんが、つぶさに状況を把握し、関係機関とも連携しながら対 応策については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) ぜひ町内で困っている事業者がいるのであれば、どうやったらそういった方々を支援できるのかをぜひ考えていただいて、先ほど前段の議員の生活困窮という話もありましたけれども、商売が困窮しないような形で持続可能な大槌であってほしいというふうに願うものでありますので、ぜひやってほしいと、1日も早い支援が届けられるように努力をしていただきたいと思います。

議会の初日の行政報告の中で、大槌町内の宿泊事業者、飲食事業者には飲食クーポン、それから先行の宿泊先行券というものが大変好評であった、それが1日に発売されてすぐに完売、それから第2弾として先日の6日に発売されてこれも完売という話を伺っております。当然、この中身は50%引きという大きなものであったことから人気を呼んだものと思っております。宿泊の場合はたしか2023年までが利用可能という、それから飲食に関しては6月、7月、2か月間という短い期間であったにもかかわらず、かなりのセット枚数、全部で幾らになるんですか、何千セットになるんでしょうか、売れたというふうに聞いております。

ただ、これをただ大槌町内の飲食業を支えるためにみんなが買ってくれた、よかったで済ませる問題ではなかったというふうに思っております。何でかというと、実は買えなかったという声も届いているんです。その2日間に行けた人は買えたかもしれませんけれども、たまたま時間的に行けなかったとか、その日は行けなかった人たち、買えなかった人たち、大変こういう人たちから不公平という声が聞こえております。この不公平感をなくすために、今後も買いたいという人がいるんであれば追加で発行するのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今回の飲食チケットに限ってお話いたしますけれども、5,000セット、2か月間に1,000万円の、1,000万円以上のお金が流動するという仕組みでございます。今回は5,000セットに限って販売をいたしました。それは、当初2,000セットに限って追加で3,000セット発行いたしましたが、これは昨年の、実は国のプレミアム商品券事業が実は購買枚数が3割しかなかったわけでございます。当初、

こういったチケットを販売してもまたプレミアムチケットと同じようにあまり売れないと困るということで、当初は2,000セット、好評だったので3,000セット追加して5,000セットにいたしました。ですが、今回の2か月という短期でございますので、今度あまり増加させますとお店に行けない方が逆に出てしまうので、今回の2か月に限ってはこのような対応で図ってまいりたいと思っておりますが、もちろん東梅議員がおっしゃるとおりたくさんの方からお声をいただいておりますので、次の策についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) この購入に関しては、公金が充てられているわけですから、原則 的に公平であるべきというのがあると思うんです。そこがちょっとおろそかになってしまったのかなというふうに私は感じております。

それで、まだ欲しい、買いたいという人たちもいるわけです。手にしていない人たちですよね。こういう人たちに対してもぜひ、今度は例えば2か月間というので5,000セット、これ以上販売すれば当然今答弁にあったように飲食店が密になってしまって、やっていることがおかしいことになってしまうので、ぜひその期限がもうちょっと幅を持たせた形で使用できるような形で進められたらいいのかなと、この2か月間だけが、飲食店でもそうだと思うんです、この2か月間辛抱してこのコロナが終息するとは思えない現実、その先を見据えてどうなんだろうと思っている人たちもいるはずなんです。ぜひそういう意味で長い目での支援が必要になってくるんではないかと考えるんですが、その長い目で見た場合の支援策について何かお考えがあるのかお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) この2か月間でやったのは、購買層を早く刺激して、早く 換金してお金を流動させるという目的でございました。そこについてはもし、何という か、私どもの説明不足であれば町民の皆様にちょっと説明が足りなかったと思ってござ いますが、今のように長期でだらだらやるよりは短期にお金を流動させることが今は必 要であると。確かに今おっしゃったとおり今後何もしないのかということではなくて、 次の支援策については今いろいろと内部でも検討したり、それから商工会等とも今協議 してございますので、今回の国の2次補正も含んだ上で少し検討してまいりたいという ふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君

○7番(東梅 守君) この何か月間、皆さん自粛して飲食に行けなかった、飲食店も収入がなくて困った、それをすぐお金を回したい、当然必要な策であったろうというふうに私も感じてはおります。私も一度だけテイクアウトで頂きましたけれども、それ以外は飲食店に出入りをしておりませんでした。ただ現状でもまだ行くのは控えるようにしているのはやっぱりコロナウイルスなんです。これが長期にわたる可能性が高いということから、やっぱり今までとは違う支援の在り方というのが必要になってくるのかなというふうに私は感じております。ぜひ協議の上、いい、要は、協議は役場だけでなくて、商工会、それから事業者と密に連携を図りながらどういうものができるか、できたらぜひ私たちにも早めに公開していただいて議論ができるような形になれば、そうすると今回のような不公平と言われないような形になるんではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、支援策の中で出ましたウニ漁に関して、総量規制が図られ、回数が減らされ、出荷量が制限されというところで、10万円の補助金が出るという話が今回の補正に出ております。この中でたまたま昨日ウニ漁があったという話で浜を見に行って漁師さんに言われたんです。何か報道を見れば1人10万円と言っているけれども、俺のところでは4人、こうやって殻むきしながら従事しているが40万円もらえるのかという話をされました。ぜひその辺、やっぱり誤解する漁業者の方もおられますので、恐らくそれはウニ漁に出た船1そうについて、1隻についてではなかったのかというふうに私は答えてきましたけれども、その辺についてお尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。本来であれば5月22日の全員協議会の場で議員の皆様に御説明すればよかったんですが、5月22日の午後に漁協と話がまとまったわけでございまして、急遽6月定例会に上程させていただいております。ですので、今回、まずは最初に議会の皆様にある程度御説明、ある程度ってすみません、御説明してから漁業者の皆さんに御説明してまいりたいというふうに考えてございます。あくまでも正組合員にでございますので、何というか、手伝っている方には入りませんということでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) ですよね。私もそうは思っておりました。ただ、誤解する方も報 道では1人10万円という部分が載っておりましたので誤解した方もおられたみたいです。

ただ、1次産業のところでいう漁業、実はこのウニ漁だけではないんです。春先一番浜がにぎわうワカメ、これも去年から比べると半額だ、半分の、要は値段にしかならなかった。それからカキ、カキについては出口が見つからないと。これまで漁協を通し牡蠣ノ星に納めていたものが行き場を失っている現実があると。それで来年はどうしたらいいのと、こういう声も聞きます。

この辺について、その養殖業をやっているワカメ、ホタテ、カキ、ホヤ、こういった 養殖業者への支援という部分について、先ほど来の答弁の中にも今後支援策をという話 がありました。具体的にどのように支援をしていくのか、何か漁師さんのお話だと漁協 のほうから何のアクションもないという話をしておりました。どうなのかなと思ったん です。本来は現場にいる漁業者が一番重要な場所なんではないのかなと。ぜひ漁協の話 だけではなくて、現場の話もぜひ吸い上げてほしいと思うんですが、その辺の養殖業、 こういったところに対する手当てをどのように支援していくか、その辺をお尋ねいたし ます。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今回のウニ漁の緊急支援に関しまして も、私どもといたしましても漁協に対しまして今の漁業の状況、水揚げの状況等がどう いう状況であるかということを常々伺って、今回5月の中旬過ぎから漁協と本格的な話 し合いがようやく取れ高の水揚げ量の減少がはっきり見えてきたということもございま したので、今回の支援に至ったという経緯で、5月22日の午後にある程度の骨格が決ま ったということでございます。

カキ漁等に関しましては、これから水揚げ出荷でございます。先ほど来から第1次生産に関することに関しましては、農業もそうですけれども、これから収穫を迎える、出荷するというものもございます。私どもとしては、各組合から要望を待っているということではなくて、私どものほうから各組合には状況をお伺いして、何か必要な支援策があればちょっと一回検討しませんかということで投げかけてはいます。ですので、今後に関しましても状況等勘案した上できちっと各関係団体と連携したお話合い、協議をした上で支援策については検討してまいります。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 役場のほうとすれば、当然担当課とすれば各団体と連携を密にしながらという話になりますけれども、団体のほうが実際の生産者と話をしていないよう

な声も聞かれます。ぜひ連絡を取る時に、ぜひ漁業者、直接やっている人たちの声を漁協なり農協なりが吸い上げた上で一緒に話ができる形を取ってほしいと。事務方同士が話をするのではなくて、生産者の声がちゃんと吸い上げられた形での話でなければいけないのではないかと。ワカメはもう既に終わっているわけです。それで半分だという声が聞こえております。カキに至っては、先が、要は間もなく水揚げの時期を迎えるんだけれども、行き先が、実は漁師さんから、じゃあどうするのやと言ったら、漁協のほうで2トンの行き先は決まった、その先は決まっていない、だからほとんどは廃棄をせざるを得ないんじゃないかと、廃棄をしなければ来年のための種を入れられないという話をしているんです。ということはどういうことかというと、収入が大幅に減る、中には自分の息子に後を継がせたいと思ったが、このままだと後を継がせるわけにはいかない、大槌弁で言う「おかかせぎ」をさせなければならないと、そういう声まで聞こえている現実があるんです。実際、牡蠣ノ星は大槌町に震災後に誘致企業として入ってきて、それがこのコロナウイルスの影響を受けて休業状態、臨時従業員は解雇となりました。この臨時従業員に対する、その後の牡蠣ノ星さんに聞き取りとか対策は取ってあるのかどうか、今後の操業する見通しはどのようになっているのか、その辺をお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。今回の一般質問の通告からちょっとずれておりますけれども。牡蠣ノ星に関しましては私も5月の後半でございましたが、東京の本社とテレビ会議であちらの担当の方とお話をしてございます。今は首都圏にオイスターレストラン、カキレストランを経営してございますが、今自粛ということで店舗のほうも休業状態だったのが、だんだん店舗のほうも開いてきているということでございまして、今後につきましてはまだ見通しが立っていない状況ですが、いかにしてもコロナが終息しない限り店舗が回復しない、回復しない限りカキフライであるだとか、町からのカキ出荷等にも影響が出てくるということでございますが、いかんせん、今のところまだまだ首都圏の状況がはっきり見えないものですから。ただ、先ほど申しましたとおり、今回の多岐にわたるコロナの影響に関しましては、きちっと状況を把握しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) このコロナの影響について、特にも大槌の1次産業は中央の市場 が動かないとどうしても出口が見つからない。昨日も仲買人さんとお会いしたらやっぱ

り同じことをおっしゃっていました。中央市場が動かないと私たちは魚を仕入れること もできないんだと。仕入れても送れないんだと。当然売上げが落ちるという話をされて いました。

ただ、幸いなことに大槌町は特産品をパックにしたものを売ってくれている、その注 文が多少でもあることがせめてもの救いだという声も聞かれております。ぜひ、そういった意味で、大槌の1次産業で困っている人たちを救う手だてのそういったものをもっ ともっと販売できるようなやり方を今後展開する必要性があるんではないのかなという ふうに私は感じているわけです。ぜひ、岩手県内で至るところでセットにしたものを売っています。ぜひそれを大槌町でもふるさと納税でやられているような形でもっともっ と多くの方に、要は市場を通さずに直に消費者のところに届けられるようなシステムの 構築というのが一番大事になってくるというふうに思うんですが、その辺の今後の検討 についてお尋ねをいたします。

- ○議長(小松則明君) 産業振興課長。守議員、少しこっち側にこう。本人がこっちに。
- ○産業振興課長(岡本克美君) お答えいたします。東梅議員のおっしゃるとおりでございまして、町の特産品をいかに県外であるだとか町内に、今回の特別定額給付金も、言い方がちょっとあれですけれども、入った方もいらっしゃいます、使い道をまだ決めていない方もいらっしゃいますので、そういった方々にお届けしたいというふうに考えてございます。

ちょっと今日資料をお持ちしていませんが、商工会でも町内の水産加工会社の詰め合わせセットを販売してございまして、県外からのお問い合わせ等もあるようでございます。それから、5月8日に議決を受けました特産品販売事業も、ちょっとこちらは商工会と今見直しを図っておりまして、その特産品をいかに皆さんに届けるような仕組みづくりに変えていきたいというふうに考えてございましたので、東梅議員のおっしゃるとおり、今後につきましても町の特産品を町外に向けてPRしてまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) この1次産業のところは、これから農家にとっても、これからどんどん野菜が出てきます。中央の市場が動かないことには当然値崩れを起こす、そうすると農家の収入も減るというところがあります。ぜひ、この1次産業のところ、ぜひ困窮しないような支援策を講じていただくよう望むところでございます。

次に、当町出身の苦学生の支援についてをお尋ねをいたします。

先ほど教育長から答弁をいただきました。何か答弁を聞いていてちょっと悲しい思いでございます。ニュースで、昨日でしたか、今朝でしたか、やっていました。岩手県も県出身者の学生に対する支援というに動き出しております。当然、他の自治体でも、前段でも述べたように、答弁にもありましたし、やっているわけです。大槌町が自分たちの出身した学生に対してお金の大小ではなくて、大きい小さいではなくて、支援するというその心を届けるということができないのかなと。だから先ほど産業課長がおっしゃったように、特産品を届けるというのを盛岡市も、昨日、おとといですか、決めていました。特産品を届けて、地元のものを味わってもらう、こういうことでもいいじゃないですか。何でこういうできないのかなとすごく不思議に私思っているんです。

答弁の中には、岩手大学だとか県立大の話は出ている。私大に行っている子たちも、専門学校に行っている子たちもいます。以前の全員協議会でしたか、委員会で、同僚議員からの質問に対して、大槌町にどのぐらいの数の出身の学生がいるんですかという質問に対して、教育長からは明確な答えが出ませんでした。その同僚議員が私の質問することに対して、ぜひこれを提供したいということで資料も頂きました。大槌町内、現在の出身学生数、全部調べてあります。多くいっても150人いないんです。そんな盛岡市でさえ千何百人でしたか、ぜひこの百数十名の学生に対して、専門学校、大学だけじゃなくて専門学校を含めて支援策やりませんか、教育長。どうですか。

- ○議長(小松則明君) 学務課長。
- ○学務課長(杉田哲朗君) お答えいたします。先ほど答弁の中にありましたとおり、議員 さんのおっしゃることもそのとおりでございますけれども、近隣の教育委員会等に確認 したところ、教育委員会としての支援策として挙げられているところが、貸与型奨学金 制度について、既に受付を終了しているというところもあるようなんですがそれを再開 したというところでございました。

当町におきましては無利子の奨学金の貸与ということを、制度を随時受付をしております。こちらの制度を有効に使っていただければというふうに考えているところでございます。6月1日現在において、1件ではありますが、この制度について申請がありまして、そちらのほうについて決定したところでございました。これからも申請を受けて手続のほうをスムーズに速やかに行うということを本教育委員会としてはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 私も、何も無理なことを言っているわけではなく、いろいろな施 策があって、学生に対する支援があるのは私も知っていて言っているんです。今答弁を 聞くと、貸与という言葉になる。中にはもう既に奨学金を借りている学生もいるわけで す。さらに借りてください、利子は要らないですと言っても、借りたものは返さなくち ゃいけないんです。そして、この新型コロナ、この感染症ですけれども、今後国内で失 業者が300万人を超えるとも言われているわけです。今大学4年生、それから専門学校、 来年の春卒業を迎えている学生たちは、就職先がどうなるかも出口が見えないんです。 そんな中で借金できますかというんです。親たちも余裕があって通わせている人たちは そんなに多くないと私は思うんです。私も子供3人大学へやりましたけれども、大変で した。

ぜひそういう意味で、もし教育委員会でできないんだったら町長どうですか、町として大槌町の学生たちを支える取組というのをしませんか。ほかの自治体ができてうちができないというのはあり得ないはずなんです。ぜひその辺、町長答弁願います。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(沼田義孝君) 東梅守議員の質問に回答いたします。大槌町ではこの大槌町奨学金制度は手厚い制度であります。したがって、経済的に困窮している大学生等についても支援はいたしますし、あるいはまた高校2年生、3年生を自町に住所を有している場合についても支援をいたします。そのほか、この支給は一度支給すればいいということではなくて、卒業するまで支給していきますし、そのほかに大槌町で働くこと、大学あるいは高等教育を受けた者が大槌町に帰ってきたと、そのときについては償還なしと、そういう制度もあります。したがって、6年間大槌町で働けばその償還はゼロになってしまうと、これ大槌町だけの償還制度でございます。そしてまた最大12年間大槌町で仕事をしていても今まで高等教育を受けた者に対する支援のお金等については償還は全部なくなると、そういう制度でございます。したがって大槌町の場合についてはこの制度で十分かなと、そういうことに至ったわけでございます。

以上です。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 何か心がないんです、そこに。心がないんですよ。先ほど商工会 のほうが大槌の特産品をパックにしたやつを漁業者の方、商店の方と協力し合いながら

販売しているというのがありました。ぜひこういったものを届けるようなことをしてもいいんではないかと私が思うわけです。時間がないので次に進みます。ぜひ、大槌の学生たち、大槌に戻ってきたくなるような形にしてください。お願いしておきます。

ここには内閣府がまとめた感染症対応地方創生臨時交付金活用事例集というのを私も 手元にございます。この中には当然大槌町にも来ているでしょうけれども、知恵を出し 合えばいろいろなものに活用する事例があります。ふるさとを遠くで見守る応援事業と いうのが紹介されています。まさに地場のものを送るというものが含まれているわけで す。これ、交付金事業でやれるわけです。何も難しいことを言っていないです。前に話 が戻ってしまいました。何でこれを言ったかというと、実は学生だけじゃなくて大槌町 出身の、それこそ関東圏で困っている方にも何かしらの手当てができないものかなと思 ったことがありました。事実、先日ある私の知り合いから問合せがありました。大槌出 身者の方がこのコロナウイルスでホームレス状態になっておりますと。大槌町にもう30 年帰っていないと。私たちが支援したいんだけれども、住所が分からない。住所を持っ ていないと。東梅さん調べてくれませんかと。手当ては、その調べるあれは、ただ出身 が某場所と、あと家族の名前しか分かりませんでした。大槌役場に来て聞いても個人情 報ですから当然調べようがない。なので、いろいろな形で調べてその方のお母さんがど こにいるかまで調べて、それでお知らせをしました。恐らくその方は支援団体の方たち に助けられて今生活をしているだろうと私は安心をしておりますが、こういった方たち がいるという現実があるわけです。こういうところにもぜひ大槌町がこの地方創生臨時 交付金を活用しながら何か手当てができればいいなというふうに私は感じております。 ぜひその辺の考えをこれから検討していただければいいというふうに思っておりますの で、よろしくお願いいたします。

防災について質問いたします。

先ほどの答弁で全然、何というか、これまで私が知り得る限りのところから前向きな 答弁にはなっていなかったかなと、もうちょっと前向きな答弁が欲しかったというとこ ろがあります。

そこで、安全対策という点で、町内、町道の通っている場所、住宅のあって町道が通っている場所を見る限りでは、危険を感じる立ち木が結構あるんです。これ何とかならないかなと、ところが私有地、大槌町が手を出せないというお話だった。でも、実際それが落ちてきて、例えば道路を塞いだときにはそれを撤去するのは恐らく消防だと思う

んです。消防署が撤去するわけです。その費用は、じゃあ私有地の持ち主のものなのかどうか、それから、そういった、先日もありました。4月だったと思います、4月の朝、倒木があって公営住宅のフェンスを壊しました。これについてその対応はどうなったのか、その辺をお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 時間を止めてください。当局分かる方。環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) その場所がちょっとあれだったんですが、末広町の 町営住宅ということでよろしいでしょうか。
- ○7番(東梅 守君) いえ、違います。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 違います。
- ○7番(東梅 守君) じゃあ、末広町でもあったんですね。そういう事例が。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) はい。
- ○7番(東梅 守君) 私のところは、あれは寺野です。
- ○議長(小松則明君) 時間止めてください。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 寺野であったとして、基本的にはフェンスについて は町のほうで直します。その木たちに対しては、当然敷地内に入っているので、それに ついては処理します。末広町の場合とかでもそうなんですが、その場合は山の持ち主の ほうに連絡をしまして、基本的には対処していただくというようなことになってござい ます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) 町有地のほうに入ってきたから町で撤去したという話ですけれど も、もともとは民有地からの倒木なわけです。それでも町のほうで処理しているわけで す。フェンスも町で直しているわけです。そういった事例もあります。それから、それ 以外にも、第3者の方が通行の妨げになりますと町のほうに苦情を寄せて、地権者に掛 け合って、町のほうで伐採したという事例も私は知っております。

何でこのことを言うかというと、実はこの質問の中にあったように、公営住宅の近くが大変木が高く生い茂り、地主さんも切ってほしいんだけれども自分たちでは切れないんだと。費用がかかり過ぎるという点。私は要らないから切ってほしいんだと、そういう相談も受けていろいろ動いてみました。どうしても切ることが難しい状況だけれども、災害、防災と考えた時点ではあり得るんではないのかな。このまま行ったらいずれ倒木して周りに影響を及ぼす可能性が大きいわけです。こういったところに、ぜひ災害時に、

災害が起きてからでは遅いわけです。ぜひ危険と感じるところはただパトロールではなくて今後の対策をつくっていかなければいけないんじゃないのかというふうに感じているわけです。もともとその道路は昔は人が歩くだけの道路だったのが、行政が拡幅していったわけです。道路を付けていったわけです。斜面を切って道路を作ったわけです。その上にあったりとか、いろいろな状況があるわけです。そういうところにやっぱり危険を感じているところには、やっぱりそれなりの手当てを図る、手当てを図るというか防災の観点から撤去してもいいんではないかなと思う。地主さんの了解さえあれば撤去できるんじゃないのかと思うんですが、その辺の考え方としてどうですか。

- ○議長(小松則明君) 環境整備課長。
- ○技監兼環境整備課長(那須 智君) 一応整理していきますけれども、先ほども言ったように公営住宅に入った木は、当然町に入ってきたのでうちのほうで処理をする。本当は、それも地主さんのほうで処理をすべきですけれども、うちのほうとしてしようがないので処理しています。それから、道路に入った木については、道路法の中で道路において建築限界という断面があるんですがその中に入ったものについては切ることにします。例えば、上空にあっても場合によっては切ることがあります。ただ、もう一つは、個人の人が切ってくれという話ですが、うちのほうとしても切りたいですけれども、そもそもその人の木でその人がやるべきことで、それをやっていったら町で危ない危ないと言われたら全部の人の山を切ってあげることになって、結局はそれであればそういう制度を何かつくらない限り、なかなか難しいのかなというふうに思っております。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君
- ○7番(東梅 守君) ぜひ防災の観点からある程度、全部全部と言っているわけではないんです。やっぱり公道である、安全に通行できるための場所、それからそういう今言ったような住宅に近い場所、そういうところを言っているわけです。何も全部全部をやれと言っているわけではない。ぜひそういうところの取組をしてみてください。

赤浜のシーニックライン、先日私見てまいりました。あそこでもやっぱり倒木の跡が見られるんです。側溝が枯れ葉で塞いで排水が困難な状況も見受けられました。あれがそのまま放っておいたら災害につながるわけです。ぜひ、そういったところも、過去に聞いたら、過去にシーニックラインの木を町のほうで伐採した事例もあるというのを聞いております。だから、できることがあるんです。ぜひその辺を検討していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

その中で、先ほどしゃべった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事例集、この中にも実は載っております。地域環境整備事業として載っております。ぜひこれを見ていただいて、活用できないかどうか検討していただきたいんです。活用できるんではないのかなと、解釈の仕方ですから、私は活用できるんではないかなと思ったわけです。特にもシーニックラインなんかは活用できるし、ぜひこれを見ていただいて活用を進めていただきたいというふうに思います。特にもこういった防災については、大槌町はこれから東日本大震災を受けて、その後の数々の日本全国で豪雨というのを受けて、やっぱり危機意識を持っている人たちがいっぱいいるんです。そういった声をやっぱり聞いてほしいというふうに私は思っているわけです。ぜひこういうことを検討して前に進めてほしいと思います。

今日の質問の中で同僚議員の澤山美惠子議員からもありました。新しい公共の考え方というのがありました。地域住民と行政と、まさに協働、これからの復興に、あるいは防災のためにも、これまでの画一的な思考に基づく判断を超えて住民を第一義に考える行政運営を目指してはいかがでしょうか。私はそう思うわけです。むしろ、国や県に積極的に働きかけるようなこともあってもいいと思います。過去には復興事業を進めるときに、相続に絡む問題があったときにも、それも解決、法令改正をして解決できたこともあるわけです。ぜひ、そういった意味で住民サービスの向上を図れるよう腐心する、そういう役に立つ組織であってほしいと私は願うものであります。

時間がまいりました。まだまだ本当は質問いっぱいしたいことありますけれども、新型コロナウイルス、新しい日常を構築しなければいけないという状況になってきました。 町民の健康と安心安全を願いつつ私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(小松則明君) 東梅 守君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時25分